平成18年(2006年)紀北町3月定例会会議録

第 5 号

招集年月日 平成18年3月7日(火)

招集の場所 紀北町総合庁舎議会議場

開 会 平成18年3月23日(木)

応招議員

2番 中村吉之 1番 平野倖規 3番 東 清剛 4番 世古勝彦 濱田耕輝 5番 6番 井土清二 7番 平野隆久 8番 尾上壽一 9番 山中剛司 10番 橋本雄固 11番 永田安彦 12番 浅川 研 13番 濱田武次 14番 中村健之 15番 川端龍雄 松永征也 16番 17番 家﨑春季 18番 近澤チヅル 19番 東 恒雄 東 澄代 20番 21番 中本 衛 22番 垣内 勇 東 寿子 23番 24番 中津畑正量

26番

28番

30番

西岡利平

野呂健博

島本昌幸

31番 谷 節夫

25番

27番

29番

塩崎悦万

北村博司

岩見雅夫

不応招議員 なし

地方自治法第 121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

町	長	奥山始郎	助	役	北村区	と 明
収 入	役	川端清司	総 務 課	長	谷口原	亨夫
財政課	長	太田哲生	危機管理認	展長	中場	幹
企 画 課	長	川合誠一	税 務 課	長	長野雪	 陸樹
住 民 課	長	宮沢清春	福祉保健認	展長	塩崎岡	削尚
環境管理認	展長	山本善久	産業振興認	展長	平山	厚
建設課	長	倉崎全生	水道課	長	東	
出納室	長	家崎英寿	紀伊長島総	念合支所長	石倉宣	宣夫
教育委員	長	喜多 健	教 育	長	小倉	肇
教育課	長	奥野昇眞				

職務のため出席者

 事務局長
 中野直文
 書記
 川口節生

 書記
 牧野尚記
 総務課長補佐
 堀 秀俊

提出議案 別紙のとおり

会議録署名議員

24番 中津畑正量 26番 西岡利平

議事の顛末 左記のとおりを記載する。

議長

おはようございます。

定刻に達しましたので開会いたします。

ただいまの出席議員数は31名であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

まず議事日程を朗読いたさせます。

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(議事日程朗読)

議長

それでは日程に従い、議事に入ります。

日程第1

議長

日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 119条の規定により、本日の会議録署名議員に、

24番 中津畑正量君

26番 西岡 利平君

のご両面を指名いたします。

日程第2

議長

次に日程第2 奥山町長より行政報告についての申し出がございましたので、これを許可いたします。

奥山町長。

奥山始郎町長

おはようございます。行政報告をさせていただきます。

係争中の規制対象事業場認定処分取り消し請求控訴事件についてでありますが、去る3月10

日、上告及び上告受理の申し立てを行ったところ、3月16日、名古屋高裁から上告提起通知書と上告受理申立通知書が、本町の訴訟代理人のところへ送付されてきましたことをご報告申し上げます。これらの通知書を受け取った日から50日以内、つまり5月4日までに上告理由書と上告受理申し立て理由書を名古屋高裁へ提出しなければなりませんので、現在、訴訟代理人の弁護士の方々と全力を挙げて同理由書を作成しているところであります。

これらの書類が名古屋高裁から最高裁へ送付されますと、最高裁でいよいよ審理が始まります。本町といたしましては勝訴に向けて最善の努力を尽くしてまいりますので、議員の皆さまのご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

議長

以上で報告を終わります。

日程第3

議長

次に日程第3 委員長報告を行います。

議案第9号から議案第38号までの30案件につきましては、各常任委員会に付託し、審査を行ったものであります。

それでは各常任委員長に審査の経過と結果について、報告を求めます。

まず、総務財政常任委員長 尾上壽一君。

総務財政常任委員長 尾上壽一議員

皆さん、おはようございます。少し長くなりますのでご辛抱お願いいたします。

平成18年3月議会定例会において、総務財政常任委員会に付託されました案件について、審査の経過及び結果についての委員長報告をいたします。

3月10日、午前9時30分から本館3階委員会室におきまして、委員11名全員出席のもとで開催いたしました。

本委員会に付託されました議案は、

議案第9号 紀北町地域振興基金条例

議案第10号 紀北町基金の処分の特例に関する条例

議案第12号 紀北町国民保護協議会条例

議案第13号 紀北町国民保護対策本部及び紀北町緊急対処事態対策本部条例

議案第15号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

議案第16号 紀北町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改 正する条例

議案第17号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

議案第18号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

議案第23号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定について

議案第24号 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議について

議案第26号 三重県自治会館組合の規約変更に関する協議について

議案第27号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議について

議案第28号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第3号)

議案第32号 平成18年度紀北町一般会計予算のうち、総務財政常任委員会関係についての審 査です。

審査の方法は、議案説明及び本会議で質疑も行われ、おおむね理解されているものとして問題点やその他の必要な事項について委員から質問を行い、それぞれ担当課長から説明を受け審査を行いました。

それでは経過と結果についてご報告をいたします。

議案第9号 紀北町地域振興基金条例の審査では、積み立て金額について上限額はとの質問に、基金の上限額は12億 1,000万円で、適用期間は平成18年度から27年度までの10年間との回答がありました。

以上で審査を終了し、討論に入りました。反対討論、賛成討論いずれもなく採決に入りました。

議案第9号 紀北町地域振興基金条例は、全員賛成により、原案のとおり可とすることに決 定いたしました。

議案第10号 紀北町基金の処分の特例に関する条例については、質疑、討論ともになく、採 決に入りました。

議案第10号 紀北町基金の処分の特例に関する条例は、全員賛成により、原案のとおり可と することに決定いたしました。

議案第12号 紀北町国民保護協議会条例の審査では、国民保護協議会条例制定の基本となった法律はとの質問に、武力攻撃事態対処法等有事関連三法が基本で、平成16年9月に国民保護法が施行されたことに伴い、地方公共団体においては国民保護協議会の設置が必要になったと

の回答がありました。

協議会を設置するための組織運営等は、また住民、議会に対して十分周知するのかとの質問に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律により、国民保護協議会を設置することになる。町としては国民に対して情報の伝達、避難誘導等にあたることになり、これらのことは協議会が設置されてから町民の方にも周知するとの回答がありました。

国民保護計画の作成はとの質問に、平成18年度を目途に県が作成する計画を基本とし、来年の3月末を目途に作成との回答がありました。

審査を終了し、討論に入りました。反対討論として、国民保護計画の作成については十分な検討をし、慎重に対処願いたい。今後の地震津波対策のほうが緊急の課題だと思うので、本議 案については反対するとの討論がありました。

議案第12号 紀北町国民保護協議会条例は、賛成多数により原案のとおり可とすることに決 定しました。

議案第13号 紀北町国民保護対策本部及び紀北町緊急対処事態対策本部条例の審査では、自 衛隊に所属する者を委員として入れるのか。国の職員以外の者とはとの質問に、自衛隊に所属 する者を委員に入れることは考えていない。国の職員以外の者とは学識経験者等との回答があ りました。

国の職員とはとの質問に、当該市町村の区域を管轄する国の職員、例えば気象庁の職員との回答がありました。

審査を終了し、討論に入りました。反対討論、賛成討論いずれもなく採決に入りました。

議案第13号 紀北町国民保護対策本部及び紀北町緊急対処事態対策本部条例は、賛成多数により、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第15号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の審査では、この 条例は男性も対象か。また現在の職員の適用はとの質問に、男性職員も対象、対象者は現在3 名との回答がありました。

審査を終了し、討論に入りました。反対討論、賛成討論いずれもなく、採決に入りました。 議案第15号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、全員賛成により、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第16号 紀北町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の審査では、条例対象の障害者支援施設は、またヒノキの会は該当しないのかとの質問に、県下では20ヵ所ある。管内では本町にある紀北作業所と尾鷲市にある紀北作業所向井

分場が対象、ヒノキの会は対象ではないとの回答がありました。

審査を終了し、討論に入りました。反対討論、賛成討論いずれもなく、採決に入りました。 議案第16号 紀北町議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改 正する条例は、全員賛成により、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第17号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の審査では、給 与改正について職員組合との交渉はとの質問に、職員組合との重要な部分なので何らかの形で 報告説明したいとの回答がありました。

良好な成績とは罰がなければ良好な成績か、そして基準はとの質問に、資料中の3、勤務成績の一番下C、可もなく不可もない職員とするである。条例可決後規則で定める予定。県下15町がまだ導入を行っていない状況で、評価基準や時期について18年度に共同で作業に取り組む、そのなかで標準的な評価基準をまとめたいとの回答がありました。

地域手当の創設はとの質問に、県下では北勢地域で実施の方向で検討しているが、当町では導入の予定はないとの回答がありました。

4.8%の削減額はとの質問に、一般職で 4,580万円、現業職で 220万円となり合計で 4,800 万円との回答がありました。

病休等の基準はとの質問に、条例では90日以上の休みで休職となり、給与は80%支給、1ヵ月であれば 100%支給との回答がありました。

審査を終了し、討論に入りました。反対討論、賛成討論いずれもなく、採決に入りました。 議案第17号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、賛成多数に より、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第18号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例については、質疑、討論ともになく、採決に入りました。

議案第18号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例は、 賛成多数により、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第23号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定についての審査では、健康を保ち、病気にさせないための施策が重要、今後どのような取り組みを進めるのかとの質問に、健康づくり事業を推進することは重要と考える。過疎計画の性格上、ハード事業に力点を置いた書き方をしているため、ソフトでは書き足らない部分がある。18年度の総合計画の策定において、このことの重要性を認識し、策定するとの回答がありました。

熊野古道の活用は世界遺産にふさわしい取り組みが必要である。文化協会等の地域文化活動

と協働し、熊野古道を生かした取り組みを進める必要があるとの質問に、紀北町は世界遺産登録の峠が5つになった。このことにより熊野古道を訪れる客の6割から7割の人が本町を訪れることになる。熊野古道は大きな観光資源であり、貴重な文化遺産である。これまで以上に地域外に情報発信をしていかなければならない。観光交流空間事業があり、各峠から町中に訪問客を誘導するための事業を展開している。企画課では産業振興課と力を合わせて事業を推進するとの回答がありました。

住宅建設等で地元木材活用や森林の育成等も含め、地域の課題として取り組む必要があるとの質問に、地元材の利用は大きな課題であると認識している。平成18年度に策定する総合計画に活用の方法を打ち立てていきたいとの回答がありました。

商店数が 456店となっているが、このデータは最新のものかとの質問に、平成14年の商業統計調査のデータが最新のデータとなっているとの回答がありました。

当地域は1次産業の林業、水産業を中心とした町、地域の産業振興をまずできることから手を付けるべきだ。そして全国でいい事例があれば参考にし、事業を推進してほしいとの質問、 意見がありました。

町の力を付けるのは1次産業の活性化であり、それにかかわる産業も重要だと考える。まちづくり総合事業により、大学連携を推進することで外部の知恵と情報を借り、さらに町の出身者の協力もいただき、新しい紀北町をつくる必要があるとの回答がありました。

大学連携をすることで効果が期待できるかとの質問に、企画課が考えている2つの大学との連携は、新しい紀北町の個性やイメージを強く打ち出していくこと等に大学の持つ知恵や情報を借りたいと考えているとの質問がありました。

過疎地域自立促進特別措置法は時限立法だがいつまでか。また法律が切れた後の見通しはとの質問に、計画期間は平成12年間から平成21年までの10ヵ年計画、今回の計画は平成17年から平成21年までの後期計画、これまでも名前を変え期間が延長されている。制度が続くことを期待したいが、この後も制度が続くかは現時点ではわからないとの回答がありました。

審査を終了し、討論に入りました。反対討論、賛成討論いずれもなく採決に入りました。 議案第23号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定については、全員賛成により、原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第24号 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議については、質疑、討論ともになく、 採決に入りました。

議案第24号 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議については、全員賛成により、原案、

のとおり可とすることに決定しました。

議案第26号 三重県自治会館組合の規約変更に関する協議については、質疑、討論ともにな く、採決に入りました。

議案第26号 三重県自治会館組合の規約変更に関する協議については、全員賛成により、原 案のとおり可とすることに決定しました。

議案第27号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議については、質疑、討論ともになく、採決に入りました。

議案第27号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議については、全員賛成により、 原案のとおり可とすることに決定しました。

議案第28号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第3号)の

「財政課関係」の審査では、庁舎耐震診断補助金はとの質問に、本庁舎と町民センター、海山消防署の耐震診断の補助金 135万円で、補助率は3分の1との回答がありました。

「危機管理課関係」では、消火栓の新設事業との質問に、紀伊長島区において 7 ヵ所との回答がありました。

以上で審査を終了し、討論に入りました。反対討論、賛成討論いずれもなく、採決に入りました。

議案第28号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第3号)は、全員賛成により、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議案第32号 平成18年度紀北町一般会計予算

「財政課関係」の審査では、引本港の野積場使用料の貸付件数はとの質問に、貸付件数は10件との回答がありました。

貸付町有地の広さはとの質問に、貸付面積は海山区で約2万9,600㎡、紀伊長島区で約8万1,500㎡、合計で11万1,100㎡との回答がありました。

貸付料は妥当な金額かとの質問に、貸付料の決定は規則等で定めている額で算定している。 相続税の評価額に対して 1,000分の14を掛けて求めている。1年契約の継続更新との回答がありました。

町債の発行額や交付税算入割合はとの質問に、過疎債 2 億 4,740万円、交付税算入は70%、 辺地債は1件 250万円で、交付税算入は80%、合併特例債は8事業で1億 7,100万円で、交付 税算入は70%、臨時地方道整備事業債は3,400万円で30%が算入、災害復旧事業費は1,270万 円で、元利償還金の95%が交付税算入との回答がありました。 海岸国有地管理審議会事業で、海山区には対象事例があるのかとの質問に、海山区にはなく、 紀伊長島区の古里海岸についてで、海岸の使用について海の家や貸ボート等の海岸の占用にか かる内容を審査し、許可についての決定をするための審議会である。町長が13名以内で委嘱と の回答がありました。

平成18年度紀北町一般会計予算編成について、質疑で海山区と紀伊長島区で公平さを欠く予算ではないかとの発言があった。予算編成等はどうなっているのかとの質問に、紀伊長島区の事業費がかなり多くなっている。平成18年度の投資的経費は約4億7,000万円で、紀伊長島区で2億8,000万円、海山区では約1億9,000万円となる。継続事業については優先的に配分した。他は起債の利く事業や過疎債、合併特例債等の交付税算入の有利な起債事業を付けたとの回答がありました。

「危機管理課関係」では、消防団員は何名か、また入退団員の状況はとの質問に、団員数は 422名、海山区では7人程度で、紀伊長島区では10数人が退団、新入団員の確保も行っている が減少傾向との回答がありました。

出垣内消防詰所の施工時期はとの質問に、4月早々に建設課に設計を依頼との回答がありました。

消火栓新設工事はとの質問に、紀伊長島区においての整備は消防署の年次計画により予定ど おり進んでいるとの回答がありました。

紀伊長島区での消火栓の整備と消火ホース格納庫の設置は、海山区では消火栓と消火ホース 格納庫はセットになって整備されている。紀伊長島区においては消火ホース格納庫は18年度か ら年次的に整備していく。18年度では12基を予定しているとの回答がありました。これについ ては命にかかわるものなので、優先的に進めてもらいたいとの意見がありました。

消火栓の位置図の配布をとの質問に、消防署と協議して対応との回答がありました。

引本に津波避難ステーションを予定しているが、郵便局の屋上を避難所として考えなかったか、住民の方とは十分協議しているのかとの質問に、自治会長からの要望もあり、先に津波避難ステーションを新築、その後の避難所については郵便局の屋上について考慮したいとの回答がありました。

避難路整備の場所はとの質問に、紀伊長島区の松本地区で森林組合付近からの避難路を整備 との回答がありました。

津波ステーションは17年度と同様のものかとの質問に、ほぼ同じ、しかし地盤が低い分だけ高くする必要があるとの回答がありました。

建設予定地の地盤がゆるいと考えるが対策はとの質問に、耐震性を十分考慮して、建設課で検討するとの回答がありました。また津波ステーションの建設については設計時に十分精査するようにとの意見がありました。

樋門管理委託金についてはとの質問に、三重県からの委託で港湾の樋門 163ヵ所との回答がありました。ちょっと失礼します。

それでは続きまして「総務課関係」の審査では、職員人件費、手当、病休等について大変厳 しい審査が行われました。その内容は次のようなものでした。

手当とはどのようものがあるのか、また手当は全会計でいくらかとの質問に、手当とは時間外、扶養、住居、通勤、児童、管理職、期末勤勉、特勤、管理職特別勤務手当、休日勤務手当が入っている。全会計の手当合計が5億5,569万円となっているとの回答がありました。

昨年度までの時間外手当は、また今年度の計上はとの質問に、昨年度まで5%の予算計上、 18年度も5%計上、金額的には3,367万6,000円との回答がありました。

三役を含めた給与は全会計でいくらか、三役を含めて18億4,901万9,000円との回答がありました。

財政が非常に厳しいとのこと、例年と同じ時間外 5 %を下げるつもりはないか、また途中で補正をすることはないか、旧紀伊長島町時代に病気を繰り返している職員の号級を上げている事例があるが理解しがたい。税金の無駄づかいではないか、今後適正に行うのかの質問に、現在 3 名が休職中であり、海山総合支所の 1 名を含む 2 名が病気休暇という状況、合併のすり合わせのなかで調整したことによるもので、評価によるものではなく制度的なことと理解してほしい。

病気や心身喪失により、業務に支障を来す場合は降格等ができるとなっているが、基準が明確になっていないことから、旧紀伊長島町では実施しなかったとの回答がありました。

紀北町職員の分限に関する手続き、効果に関する条例28号1項2号では、任命権者において 降格降給となっている。また訴訟となっても法的には問題ないとなっている。病気を理由に仕 事をしない職員を処分せずに見逃しているのは重大な問題ではないか。その職員を合併時に昇 給させるのは大変な問題だ、改めていただきたい。他の職員にも不公平である。そして職員の 時間外手当だけではなく、管理者手当も下げるべきと管理者から声が出ている。住民はもっと 厳しい状況である。町民が理解できるよう役場のなかから変えていくことを町長に進言してほ しいとの質問、意見がありました。

指摘の点については今の時代や財政状況、職員同士の公平公正からも前向きに取り組む必要

があると考えている。内部からは時間外手当だけではなく、管理職手当も見直すべきではないか、また各分野の事業の費用対効果の減少による事業の見直しを行う必要があるのではないかとの意見がある。指摘の部分については、今後会議や実際の取り組みのなかで生かしていくとの回答がありました。

今後時間外手当の補正は行わない。不適性に昇格となった職員の処置、管理職手当の削減に ついての考えはとの質問に、今の3点についてはそのような方向で検討していきたいとの回答 がありました。

18年度の時間外手当については、各個人に5%の枠を当てはめて実行していくのかとの質問に、旧紀伊長島町では各個人に配分、旧海山は全体だった。紀北町として平成17年度は全体の配分で、平成18年度は個人配分で取り組みたいとの回答がありました。

旧紀伊長島は個人配分で5%となっているが、ほとんどの職員が使い切っているのかとの質問に、予算配分は5%であったが、最後に予算の範囲内で満額払っていた。課長が命令したものについては年度末にまとめて払っている。命令したものを払わないのは脱法行為となる。今後も命令した者は支払うことになるが、命令の段階で検討するとの回答がありました。

時間外手当についても旧両町で比較すると旧紀伊長島のほうが多い。12月の補正で 100万円 ほどもらう職員がいたと聞いている。財政が厳しい状況のなかおかしいのではとの質問に、旧 紀伊長島時代に5%を超えた分で 100万円を超えた職員が数名いた実態がある。財政の厳しい時代、社会環境からの状況からも18年度においては5%の枠内で収まるように努力していくとの回答がありました。

合併して本庁課長と各支所の課長との連携が上手くいっていないのではないか、残業だけをとらえるのではなく、組織的に機能していくことを考えるべきだ。総務課がコントロールして、町長がそれを管理し、正常な形に戻す努力を行ってほしい。法律的に働く組織の再検討をすべきとの質問に、指摘のように組織機構において本庁支所の連携が上手くいってない部分もあり、18年度においては住民サービスに直結するかについては、本庁支所と分けるのではなく、ワンフロア化を考えている。19年度には機構改革が必要ではないかと考えているとの回答がありました。

町長交際費で50万円計上している。例年使い切っているのか、また使途はとの質問に、昨年では30万円程度、他の自治体の役員への慶弔費がほとんどですとの回答がありました。

「企画課関係」においては、審査を始めるのにあたり、尾鷲生活創造圏もてなしの里づくり 事業について参考資料を用い、説明を求め、その後審査に入りました。 もてなしの里づくり事業が 100万円となっている。活動状況から妥当なのかとの質問に、平成18年度の内訳としましては、紀北町 100万円、尾鷲市 100万円、県が 200万円、 400万円の事業、年々予算が減ってきているなか、懸命に事業を推進している。妥当だと考えるとの回答がありました。

もてなしの里づくり事業で二重助成の団体がないかとの質問に、県が各団体の活動に対して助成している。もてなしの里づくり支援事業は、県の別の地域予算のなかで行われているとの回答がありました。

映像放送を20分、文字放送を10分に放送時間の割合の変更を検討すると聞いていたがどうなったかの質問に、合併により取材の材料が増えて、財政的に厳しく実現できなかった。いろいろと工夫しながら平成18年度は現行のまま実施していくとの回答がありました。映像を20分にすると費用はいくらかかるのかとの質問に、年間 546万円の増額になるとの回答がありました。

CATVの加入率が海山区では低い、今後どのような取り組みを進めるのかとの質問に、ZTVとも協議している。海山区の加入率を70%台にはしたいと考えている。ZTVには海山区での加入促進のためのキャンペーンをお願いしている。前回のキャンペーンでは約8%加入率が伸びたと聞いている。海山区では紀伊長島区に比べ電波の状態が良い。また海山区の共聴組合は基盤がしっかりしていて難しい面もあるが、キャンペーン時にはPRに努めたいとの回答がありました。

企画費では会費や負担金が多いが、会議等には参加しているのか。会費を収めるだけで終わっていないのかとの質問に、これらの会費や負担金に関する会議は年1回は開催されており、 必ず参加している。要望や企画の実施等に参加している団体への会費であるとの回答がありました。

友好都市交流事業について、海山区のPR等はどうかとの質問に、合併し友好都市提携が紀 北町に引き継がれた。また災害援助協定についても改めて準備している。紀北町の観光パンフ レット等も四條畷市民のイベントを通じ配布等を行っている。海山区とのことも含めPRして いるとの回答がありました。

総合計画策定事業と企画総合事業の違いはとの質問に、企画課では土地取り引き、過疎対策、 半島振興、発電関係、工場誘致等幅広く事業を担当している。企画総合事業はそれらに関する 負担や事務費等庶務的経費をまとめた事業、総合計画策定にかかる費用が総合計画策定事業と 区別しているとの回答がありました。

第3種生活路線維持費補助金の両区の資金内訳はとの質問に、第3種生活路線は長島から尾

鷲までの路線で3路線である。補助金を合わせると 1,365万円、補助金は距離により按分して 算出し、紀伊長島区で 648万 5,440円、海山区で 716万 4,560円となっているとの回答があり ました。

総合計画策定事業費の大部分が作成等委託料となっている。計画策定は当町の職員が真剣に 紀北町の将来を考えて、職員自らが策定すべきであると考えるが、作成等委託料とはとの質問 に、2町が合併し初めて作成する。本町にとって一番大事な総合計画である。しかしそれぞれ 歴史のある町が1つの町になった。どのような町づくりができるのかは非常に未知の部分があ る。外部の意見も取り入れ費用的にもこれまでと違った形がいるのではないかと考える。今回 の委託は新しい町にふさわしい新しい作成手法や情報を取り入れ、職員が本当に活用できる計 画書にするため、必要な部分だけを委託するための費用であるとの回答がありました。

電源地域振興センター研修旅費返還金は原子力関係の予算かとの質問に、電源地域の産業振興や人材育成を支援する研修事業として4分の3助成されるとの回答がありました。

紀北ふれあいネットワーク事業について、海山区の展開等今後どのように取り組むのかとの質問に、旧紀伊長島町で始まった事業、合併し、紀北ふれあいネットワーク事業という名称に変更した。平成18年度からは海山区でも広報紙等で広く呼びかけていく。会員数は現在118名、新しいまちづくりに海山区出身の方の力をお借りしたいとの回答がありました。

「税務課関係」では、平成16年の水害による町民税の額はとの質問に、平成17年度で海山区の通常の個人町民税の約30%の減、平成18年度は海山区の通常の個人町民税に対し20%をほどの減を見込んでいるとの回答がありました。

以上で審査を終了し、討論に入りました。反対討論、賛成討論いずれなく、採決に入りました。

議案第32号 平成18年度紀北町一般会計予算は、全員賛成により、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件についての経過と結果の報告を終わります。

議長

次に教育民生常任委員長 北村博司君。

教育民生常任委員長 北村博司議員

おはようございます。

それでは3月10日に開催されました教育民生常任委員会の審査報告をさせていただきます。 当日は午前9時30分から午後8時まで、休憩をはさんで大変長時間にわたりました。議論も 極めて活発でございました。これをすべて報告するというのは不可能でございますので、重要な問題、さらに本会議で本会議質疑のなかで指摘された問題について、要点を絞ってご報告申し上げます。もしそれ以外でお尋ねありましたら、後ほど委員長に対する質疑でお尋ねをいただきたいと思います。

出席委員は10名全員でございます。

まず最初に、紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたしました。これにつきましてご承知のとおり前12月議会で教育民生常任委員会としては付帯決議を行った、公民館費のなかの十須集会所ですが、これが今回住民課のほうから所管がこれについて移っております。これに対する繰越明許で計上されておりますけれども、それとの兼ね合いいろいろ複雑な点がございますけれども、提案理由のなかで改築したと過去形でなっていると、ところが実際には完成していずに繰越明許で、明許費に上げられておる。これはおかしいのではないかというお尋ねが何人かございました。

さらに建物は現在、現実に建築中でありまして、完成検査も建設業者から終わってないということは建設業者の所有でありまして、町有施設でないので条例を定めることはできるのかという根本的なお尋ねがございました。

これらについて担当課からの説明は、まだ現在改築中ではあるけれども4月中に完成する予定であると、5月1日から住民が使用できるようにしたいので条例の改正をお願いいたしたいと、そのずれ込んだ理由は町長選挙の投票所に使用したいということで、着工が遅れたため遅れているんだとこういうことでございました。その後6月議会に上程したのでは住民の使用に遅いのであらかじめ3月議会に上程させてもらったということでございました。そしてこういう、まだ町に引き渡しを受けてない建物の条例化はできるのかという点については、これはこの教育委員会が現在建築中でございますので、教育課長にも出席を求めてございました。教育課長からの説明は、完成予定ということで今の手続き上に問題ないという、県に確認したところ回答だったということでございます。

それではまた実際には条例を定めておいて、4月末までに工事に瑕疵といいますか、引き渡しが受けられない状態にあったとき、5月1日の条例施行はどうするのかという突っ込んだ議論がございました。これに対して教育課長からは条例があっても瑕疵があれば使えないので、条例は実際に施行できないということですね。

それからもう1点、確認としてこれはございましたけれども、投票所に使いたいというのが 工事着工が遅れたという理由なら、12月議会のときにはもうすでに選挙終わっていたと、投票 所の指定は選挙管理委員会が行うもので、着工が遅れた別な理由があるのではないかという質問がございました。これについては教育課長のほうからそんな別に理由はないということでございました。

討論に移りまして、賛成討論として、改築したことに伴いという条例の提案理由では、改築終わっている、また改築したというニュアンスに受けとめられるので、終了はしていなくても条例改正が必要ということで、妥当だという賛成討論。それから提案理由が紛らわしいというう指摘も討論のなかでございまして、このような紛らわしい文書にならないように今後は気をつけてもらいたいということで、全員賛成で原案を可とすることに決しました。

次に議案第19号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例を議題といたしました。

これについて担当課のほうからこの廃棄物の許可業の手数料の徴収は、旧町では両町とも条例を制定していなかったと、ただ県内のほとんどの市町村が条例化しておりますので、紀北町においても手数料を徴収すべきであるということで、今回条例化を図ったということでございます。

原案どおり可とすることに決しました。全員賛成であります。

次に議案20号 紀北町し尿処理条例の一部を改正する条例でございます。

これはこれまで業者の許可につきましては、合併までは市町村長の許可であってもし尿共同処理組合で許可を出していたと、今回処理組合が解散したためすべての事業を紀北町が引き継いでおりますので、今回手数料の規定がこれまでなかったので上程したということでございます。

この条例に関連しまして合併処理槽の排水は側溝に流していいのかどうかという質問がございました。これらに対して平成13年に浄化槽法というものが改正されておりまして、単独浄化槽はもう設置できなくなっていると、排水基準で合併処理槽は20ppm ということでございまして、これらの基準が守られているかどうかは、設置者の責任となって法定検査、保守点検、清掃が義務づけられているということでございます。これらの義務づけられている検査内容についても詳しい説明がございました。現在許可業者は清掃業ですね、処理槽の。市町村長の許可として海山区で1社、紀伊長島区で1社ございます。

これは全員替成で、原案の可とすることに決定いたしております。

次に議案第20号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたしました。

最初に「住民課所管分」でございます。支所費、支所及び出張諸費の増についての内容の質

問がございました。これに対して担当課長のほうから4月1日からの稼働に伴う赤羽出張所と 三野瀬出張所のファックス回線の手数料と耐火金庫の購入予算だということで、委員のほうか ら質問があった現在嘱託として勤務している人が臨時職員になる予算はどうなったということ に対しては、財政が大変厳しいんで臨時職員の予算要求は認められなかったと、それで総務課 のほうで全体のなかで調整して人事配置をしたということでございました。

海山区と紀伊長島区の支所の扱いというのはかなりの差がございまして、それについてのお尋ねが何人かございました。これらについて海山区の船津、引本、桂城の出張所は各種証明書の交付と公金の受け取り等をやっております。で証明の交付事務は専用ファックス回線でつないでおりまして、支所で証明書を出しているとこういうことでございます。紀伊長島区の支所では、支所というか出張所ですね、交付申請を受けて、証明書を取りに行って出張所で出しておる。ちょっとこの支所という答弁ですけども、実際は出張所ですね現在、その違いがございました。それについて住民から不便だという声があったのかというお尋ねがございましたけれども、担当職員からは紀伊長島区で出張所のそういう扱いは不便だという、何とかしてくれという要望はこれまでなかったというお答えでございました。

これに対してですね、赤羽と三浦については実績等を考えても不便さがあったかは疑問が残ると、理事者の判断だろうが必要のないものは考えるべきではないのかという指摘がございました。これについて課長からは住民から大きな不便という声のないなかで実施するのは、理事者と十分相談し、海山区並みに実施することにしたと、要望はなかったけれども住民からの、海山区と同じように実施することにしたということでございました。

あと郵便局に業務委託するようなことは考えなかったのかということについては、検討したけれども扱える業務が限られているんで、今回のようなことにしたということでございました。次いで「福祉保健課所管分」について、配食サービスの実態とか、緊急医療体制事業負担金の内容等についてのお尋ねがございました。これに対して担当課長からは配食サービスの対象者は130人ほど現在あります。ただ減額されているのは人数の減ではなく、配食する食数の減でありますということです。

それから緊急医療体制事業負担金といいますのは、病院輪番制に基づく尾鷲病院の土・日・ 祝日の体制にかかわる費用を尾鷲市と紀北町で負担していると、こういうことでございます。

次いで「環境管理課所管分」でございます。これについて特に理解が、わかりにくいという 意味でお尋ねがかなりありまして、火葬場の送迎バスの借上料がお尋ねがございました。これ については課長のほうから紀伊長島区が、現在の大紀町と構成しております荷坂のやすらぎ苑 を利用する場合に、バスを借り上げたときは2万円を助成していると、旧町、紀伊長島町で100件分、200万円を予算計上しておりましたけれども、今年度は死亡されたほうも多く、利用率の増加がありまして40件、80万円分の増額計上したということでございました。これらの制度についての説明もなぜこの制度が、こういう制度ができたのかという説明も詳しく行われております。

それから海山区の最終処分場の予算が減額になっていることについてのお尋ねがございました。事業計画はどうなっているのかということも含めてですね、課長のほうからの説明では平成16年度に用地を購入して、17年度に今回の調査を実施しているけれども、平成16年度に水害がございまして、既存の施設も被害を受けたと、また現在、県において船津川の災害復旧工事を実施しておりますので、不燃物処理場の立地します左岸側、船津側の左岸側について護岸が現在ありませんので、県の災害復旧工事の状況を確認しながら、基本設計についても時間をかけて慎重に行いたく、繰越明許をお願いしているということでございました。

これに対して予定が延びて計画を見直すということなのかという指摘がございました。これに対しては担当課長からは平成17年度に予定しておりました基本設計について、県の事業の進捗状況について見極めたいので時間をかけて基本設計を行いたいと、こういうことでございました。さらに見直すということではないと事業、左岸側の護岸を県に要望していくと、護岸ができない場合は施設側を水害から守る対応も必要になってくるので、もう少し時間をいただきたいということでございました。これに対して少しでもこの最終処分場の施設が完成、少しでも早く完成するよう努力していただきたいという強い要望が出ております。

次いで「教育委員会所管分」でありますけれども、最初に大変議論になったのは成人式の、 先般の成人式のやり方についてですね、委員から大変厳しいご指摘が相次ぎました。まず減額 になっている理由は住基人口の 230名に対し、出席者が 187名しかいなかったんで、そのため 精算による24万 2,000円の減額であるということでございましたけれども、成人式のやり方そ のものに対して来賓が新成人の後ろから見ているだけで出欠も取っていないし、来賓に対して 大変失礼なやり方であると、あの会場であのようにしか出来ないんだったらできる会場にすべ きじゃないかと、やり方を考え直せということとか。新成人の記念写真の撮影の際に、区ごと に別々に撮影して、しかも来賓がたくさんいらっしゃって座っていて、成人が窮屈な思いで撮 っていたと、旧紀伊長島町の成人式ではうちのビデオレターなど大変好評でしたけれども、今 回紀北町の第1回の成人式については来賓の挨拶だけで、一堂に集めるだけの意味があったの かという、成人式は子どもたちのためあるので、もう少しやり方を考え直せという厳しい指摘 が相次ぎました。

これらに対してですね教育委員会の支所の課長からは、従来の海山区ではああいう形でやっていたということと、会場の問題もあってこういうことになったと、従来からの流れのなかでやってきた分が多分にありますと、今回このようなご指摘を受けたので、来年度以降は本町の教育課長ですね十分検討したいと、こういうお答えでございました。記念写真を一堂に撮ることも考えたけれども、顔は小さくなってわかりづらいでこういうことを取らざるを得なかったということ。

それから日程の取り方についても大変異論がございました。それで今回いろいろ前提の説明がございましたけれども、今回6日としたことですが、これに対して子どもたちのための新成人のための成人式というのをもっと考えてほしいと、親としてももう少し温かく子どもたちを励ますような企画をすべきだと、そして来賓が座っていて、真ん中に座っていて、子どもたちが窮屈そうにしていてかわいそうだったと、こういうことがありました。それから日程的には正月3が日にしてはどうかという指摘がございました。これについては検討されるということでございました。

次いで、先ほど条例改正のほうで議論のありました、公民館管理運営事業のほうの十須集会場の問題ですけれども、これについても再度この予算の減額について議論がございました。 2,000 万 2,000円の減額でございましたけれども、これは12月議会の付帯決議に基づいて差額の金額と、工事費の差額の金額と設計管理費のあわせて減額されたものでございます。先ほど条例改正のほうと繰り返しになりますので、答弁は省略させていただきます。

それから文化振興費の減についてはですね、海山区では文部科学省の札幌交響楽団の補助事業ですね、要請していたところ付きましたので、その分の予算を減額したということ。それから紀伊長島区の場合は伊勢正三、歌手の伊勢正三のライブを予定していたけれども、日程調整ができず予算が残ってしまったという説明でございました。

以上、当委員会の関係部分について採決の結果、原案どおり可決することに決定いたしております。

次に議案第28号 平成17年度紀北町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。 これについては質疑はなく、全員賛成で原案どおり可とすることに決定いたしております。

次に議案第29号 平成17年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第1号)、これについて議題といたしました。老人保健の医療費の状況についての質問がございました。これについて担当課長のほうから老人保健の対象年齢が引き上げられまして対象者数が減っています。全体と

しては増えていないんですけれども、1 人当たりの13年度の医療費は78万 4, 782円、14年度が74万 4, 498円、15年度75万 2, 699円、16年度77万 4, 903円、17年度84万 8, 878円と、2 れは17年の3月から9月の診療分でございますけれども、2のように1 人当たりでは上がってきております。全体としては下がっているという説明でございました。

以上、討論では要望事業の推進を心がけてもらってくださいということで、全員賛成、原案 を可とすることに決定いたしております。

次に議案第30号 平成18年度紀北町一般会計予算を議題といたしました。

まず「住民課所管分」でございますけれども、住基カードの登録者数はどのぐらいかということで、年末の時点で紀北町になってからですけども3枚発行しているそうでございます。これまでの登録分とあわせて87枚と、こういう数字でございます。これに対して住基カードを登録するだけのメリットがないと、今後そういった活用方法を十分広げてかないけないんじゃないかとか、今回の予算に計上されております発行手数料80件分は、そんだけ増加するのかという質問がございました。担当課長のほうでは今後付加価値を住基カードを登録するごとに付加価値を検討していきたいということや、先ほど新年度の80件分は希望的数字だそうであります。そのへんでございました。

次いで地区集会所の修繕費については、紀伊長島区の呼崎と山本集会所の分だということの 説明に対して、海山区の場合は地元負担でやっていると、大きな修繕だけ町の補助を受けてい るが基本的には地元の住民が負担しているのに、特定の集会所だけ町が負担しているのでは不 満の元やと、考える必要があるのではないかという指摘がございました。

次いで交通災害共済の加入率についてのお尋ねがございまして、県下でトップであるという 説明でございました。

それから連合自治会の立ち上げはどうなっているかという、紀北町としての連合自治会の立ち上げは現状どうなっているかということについて、海山区で区長の交代が現在行われているので、立ち上げ時期については両区の自治会長と相談いたしたいということでございます。その自治会の内容の違いについては、紀伊長島区では108自治会があると、連合自治会の役員としては新しい連合自治会ですね。海山区から8人、紀伊長島区から8人、同数で構成いたしたいと、活動は今までどおりになるであろうということでございました。

それから次いで一人親家庭等の医療費助成の対象についての、対象者数についてのお尋ねが ございまして、18歳の年度末までが対象になっておりまして、現在 470人ぐらいが対象になっ ているということでございました。 次に「福祉保健課所管分」でありますけれども、配食サービスが現在どうなっているのかという委託先の業者の契約数、契約年数、更新時期、入札等についての質問がございました。これらに対して担当課長から基本的には1年更新ですけれども、ただし業者については毎日給食型ですので、新しい業者がないと、希望者がないというのが現状だということでございました。当初は募集を行っていたのですが、手を挙げる業者がいないということでございます。

それから老人ホームの職員の立場といいますか、人件費の問題について両町の場合は異動で 役場のほうへ戻ることになるけれども、職員が転属ということがあるのか、退職するまで老人 ホームにずうっと勤務なのかという質問がございました。これについては一般行政職の職員は 役場からの出向の形をとっているけれども、それ以外の職員は現業職員ということで施設に所 属して、人事異動で他の現場へ異動するということはないということであります。赤羽寮での 勤務という条件で採用されているということです。養護老人ホームと特別養護老人ホームの職 員が入れ替えることはできるということです。

それから紀北町になってから身体障害者の保有者の人数は何人かというご質問がございました。あわせて 1,125人と、療育手帳については 112人、精神保健福祉手帳については54名でありますということです。

それから質疑の多かったのは赤羽保育所と志子保育所の違い等の部分でございました。定員については現在赤羽保育所は40人だが、現時点での申し込みは4人だけと、志子保育所は定員30人で現在は8人しかいないということでございました。これらについて財政再建目指している、財政が厳しいおりから中央のほうへ来ていただくという措置、あるいは行政コストを削減できるという点での話は出ていないかという質問がございました。これに対して担当課長から、今回急激に園児数が減っておりますので、予算査定でもコストの問題が議論になったと、18年度については保護者との話し合いを進めながら、統廃合に向けて検討していきたいというお答えでございました。

それから今回の診療所補助金の予算について、これは答弁というよりも委員の方から発言が ございまして、上里診療所については地区で運営してきたけれども、建物の老朽化にこれ医師 も変わって、新たに別の場所に建て替える計画をしてきたと、近年では地区で運営していくの は困難となって、旧海山町での制度として地域支援ということで無医師地区に限り自治体に対 する支援事業で医療を確保しようとしていると、決して医師に対する補助ではないということ をご理解いただきたいというご発言がございました。

次に「環境管理課所管分」であります。合併浄化槽の補助金についてですね、そのなかで単

独浄化槽を合併処理槽に変更するときに、単独浄化槽の撤去費用も補助の対象になるのかということがありましたけれども、撤去費用は対象外であるということでございました。

それから本会議質疑でも大変厳しい質疑がございました、RDFの引き取り委託料について県の動向も踏まえてどういう、現状ではどうなっているかというお尋ねがございました。これに対して担当課長からRDFの引き取り委託料については14年度に市町村と県との協定で、1回目に 4,500円の提示を受けたけれども、18年3月までの3年間については3,790円ということで現在なっていると、18年4月からの料金については県が平成28年度までに現在の状況であれば42億8,000万円の累積欠損が出るという試算をもとに、18年3月までの欠損が10億8,000万円なので県は企業努力で賄うけれども、残る部分の32億円余りについては市町村が負担金してくださいというのが県の意見だと、実はこのなかには事故後のRDF発電所の事故後の安全対策にかかる経費も含まれておりますので、おかしいということで現在引き取り委託料の金額については決着していないと、RDF運営協議会6団体の長も知事に要望書を出しておりますと、今後とも引き取り委託料が低くなるよう協議を続けていきたいということでございました。次にRDFの引き取り等委託料3,000万円の予算のなかに引き取り委託料が本予算のなかに含まれているのということでございました。その内容内訳としてはRDF引き取り委託料1,290万円、運搬委託料1,100万円、それから焼却灰の処理委託料340万円などであるということでございます。

それからやはり本会議で大変質疑がございました、ごみの収集委託についてですね、過去5年間の契約方法、及び契約額はどうなっているかというお尋ねがございました。これに対して紀伊長島区におきましてはごみ収集の民間委託は昭和60年度から実施していると、8社で一般競争入札を行います。最初の落札金額は1,688万円であったと、ごみ料としては3,600 t から3,700 t ぐらい、年間ですね。民間委託しているのは約7割ほどあると、契約金額については平成17年・16年度が2,089万5,000円、15年・14年度が1,974万円、13年度が1,890万円、平成12年度が1,732万5,000円、平成11年・10年度が2,509万2,000円だと、平成12年度に入札を行って、平成11年度と比較をいたしますと約700万円の減となっているということでございました。18年度については町長が本会議で入札を基本とすると答弁いたしておりますので、入札する方向で考えているということでございました。なお、旧町単位で予定しておると。

それから旧2町で入札の回数はどのぐらいあったのかということですけれども、紀伊長島区につきましては、この部分が委員会での説明は8回でございましたけれども、その後委員会終了後に実はこれは誤りであったということで訂正がございました。それで6回ということでご

ざいました。委員会のなかでは8回という説明でございましたけれども、その後訂正いたしておりますので、常任委員会の教民の皆さんはご承知いただきたいと思います。海山区は平成15年度よりで1回だけでございます。

それから入札については最低制限価格を設ける予定であるということでございます。

次に「教育委員会所管分」について、人権ビーコンスクールが一体何かということから、後 同和関係の事業について質疑がございました。

人権ビーコンスクールと申しますのは、紀北中学校で実施しておりますものでありまして、 人権教育の実践力を高めるという趣旨の事業でございます。

それから奨学金の対象は新たに大学生、年間 1 人24万円を10名分、高校生年間 1 人 9 万 6,0 00円を10名分予定しているということでございました。

それからコンピューターの整備事業は大変予算のなかで大きな比重を占めているのですが、 何年契約かという確認がございまして、1個あるいは2、3個まとめてリース契約をしており ますと、5年リースで契約していますということです。競争入札であるとのことでございまし た。

以上、本委員会の関係部分について、討論はなく、採決の結果賛成多数でございます。賛成 多数で原案を可とすることに決定いたしております。

次に議案第33号 平成18年度紀北町国民健康保険特別会計予算

これにつきましては紀伊長島区の国保料率の改定が含まれておりますので、大変長時間にわたりました。途中で休憩を挟んで行っております。まず質疑の主なものをご紹介申し上げますと、滞納世帯について紀伊長島区と海山区の違いのお尋ねかございました。これについてですね紀伊長島区では14・15・16年、3年間の通ですけれども、紀伊長島区では118世帯、135世帯、117世帯とほぼ100世帯を、それから海山区については60世帯、58世帯、82世帯でございます。それで17年度については紀伊長島区は105世帯、海山区が61世帯でほぼ紀伊長島区のほうが倍、年度によっては倍近く滞納世帯があるということでございます。

委員の方から海山区は15年度に保険料引き上げていると、国民健康保険特別会計は独立運営であって一般財源から特定の人への繰り出しはおかしいと、一般会計からですね繰り出しするのはおかしいと指摘がございました。

また先般の国保委員協議会の経過についての質問がございまして、課長のほうから国保運営協議会の状況についての報告がございました。2月23日に開かれまして、委員15人で出席は13人、欠席が2人ございました。

国保料率の改定引き上げについての賛成意見としては、保険料は低い方が良いが、運営できないのなら仕方がない。あるいは一般会計から紀伊長島区が旧紀伊長島町ですね、一般会計から繰り入れているので今回上げざるを得ないという賛成意見がございました。一方反対意見としては保険者に納得のいく説明を求めると、あるいは合併してすぐ値上げというのはやめて、1年ぐらいは今のままにしてほしい。あるいは1年間でも緩和措置をとるか、地域による格差を料率をとるか、段階的にいくか、そういった何らかの措置を求めるということで、採決の結果、保険料率の引き上げについては賛成が6人、反対が5人、退席1人ということだったという説明でございました。

これについてはさらに委員のなかからたくさんの質疑発言がございまして、旧海山町では基金を維持するために15年度に保険料を引き上げていると、保険料を上げないで両町に差があってはいけないと、今後の財源は基金取り崩しでも続けられるのかどうかということや、事業の不況で紀伊長島区に先ほど申し上げましたように滞納者が多いと、住民に理解してもらうことは難しいと思うが、被保険者からの徴収は必要だと、住民説明をきちっとすべきだと、あるいは旧紀伊長島町一般会計から繰り入れした理由は何なのかというお尋ね等々ございました。

これらに対して担当課長からは合併直後で値上げが好ましくないけども、医療費の伸びを計算し、それに見合う国・県等の歳入を計算したが歳入が不足しますと、基金1億円取り崩しても残りの1億円ですね基金、今後の財源として残したと、保険料上げたくないけれども上げざるを得なかったので海山区の保険料率でお願いしたいということでございます。

で現在の紀伊長島区の料率では、18年度以降にさらに 6,500万円の基金の取り崩しが必要になってくると、19年度は 5,000万円ぐらいしか基金としては残らないので、あとはもう一般会計から繰り入れるか保険料の値上げしかないというお答えでございました。

それからなぜ旧紀伊長島町は一般会計から繰り入れしていたのかという質問に対する、担当職員からのお答えは、紀伊長島区は高医療指定を受けていて、医療費は全国平均から 1.5から 1.6倍もかかっていると、一般会計からの繰り入れは15年度で 3,100万円、16年度 3,700万円、17年度同じく 3,700万円繰り入れてきたけれども、高医療の原因、一番大きな要因は精神病患者の長期入院が多く高くなっているということでございました。

それから国保の加入世帯率としては、17年12月現在で世帯率で 58.89%、保険者数で46.12 %であるということでございます。それから一般会計からの繰り入れでは駄目だよという指導をしているということ説明がございました。

これらの説明に対して、さらに委員からたくさんの発言がございまして、国民健康保険とい

うのは社会保険等に入れない人が強制的に入るものだというふうに理解していると、国の政策のなかで国保会計があると思うがどうなんだと、課長のほうから国保は皆保険、高齢者、低所得者加入が多いのでどうしても保険料の負担が高くなる。そのため国・県から補助金が入ってきて保険料としては緩和されているとこういうご意見で、説明でございました。

さらにずっとこう議論が続きまして、委員のほうからでは上げ方を考えるべきだと、基金一部使って何年かかけて上げていってはどうかとか、住民感情で合併して上がったと思われることは恐い等々がございまして、これまでどこまで努力して値上げに至ったかということが住民に説明されていないと、旧紀伊長島町の責任だと、合併協議のなかでするべきで問題を先送りしてきているという発言もございました。

これに関連して紀宝町、新紀宝町ですけれども、先般合併した紀宝町が、3年間かけて引き上げた例についての質疑がございまして、それに対する説明がございました。それでその紀宝町の例を当町で紀北町で行うことは可能かどうかという質問かございまして、これに対し担当課長からは一般的に合併時点で、合併当初不均一課税を行う場合は、合併協議会で協議して合併協定書に明示している必要があると、ただこれは県に確認したようですけれども、合併協議会で協議していなくても不均一課税は行えると、ただし住民に事前に説明していないということで、訴訟が起これば行政側が負ける可能性があるという説明が、このへんが心配であると、不均一課税も可能だけれども、そういった法的な心配が残るという説明でございました。

以上で質疑を打ち切りまして、討論に入りまして委員のほうから基金は急を要するときのために積み立てているので、今回はその場面ではないかと思う。紀伊長島区の今までの措置に対しては不満もあるが、相互扶助のためにもそれを調整してほしいと、国保の運用を破綻に陥らせることはできないので引き上げに賛成すると、あるいは住民の間に格差があってはならないと、格差は1日も早く調整するべきであるけれども、紀伊長島区の収納率が低いのは生活に大変な人が多いのではないかと、今10%引き上げれば低所得者はますます厳しくなると、1年間は基金を取り崩してでも上げるべきではないと思うので反対だという討論等々がございまして、採決の結果、賛成多数で原案どおり可とすることになりました。

次にお手元に配ってあるこの討論、採決の段階で要望決議することで、併せてですね調整を図る話が出てまいりまして、ただいまの平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての要望決議を行っております。次に議題といたしております。これについて委員の野呂健委員、谷節夫委員から会議規則第14条の規定により提出がございました。朗読させていただきます。

平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算に関する要望決議

平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算における紀伊長島区の国保料率の引き上げについて次のように要望する。

意見、要望

旧紀伊長島町国保特別会計の財政状況について、事前に議会に料率引き上げはやむを得ない事情を説明しなかったこと、また旧両町の合併協議会のなかで税率格差の解消について議論せず、説明責任を先送りしたことは甚だ遺憾である。今後、紀伊長島区の国保加入者に対し、保険料率引き上げについて周知徹底を図るよう要望するという内容でございます。

これを議題といたしました。実は原案には不均一課税についての記載がなく、税率統一せざるを得ないという表現が原案にあったわけですけれども、委員のほうからその文を削除してほしいというご意見がございまして、その合併協議に不均一課税についての記載がなく、税率統一せざるを得ないという部分を削除いたしております。それでただいま、先ほど朗読したものを全員賛成で決議いたしております。

次いで議案第34号 平成18年度紀北町特別会計予算を議題といたしました。

質疑はなく、原案どおり可とすることに決しております。

続いて議案第36号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についてを議題といたしました。

このなかで紀北町が誕生してからの特別養護老人ホームの待機者はどのぐらいかと、人数に対する質疑がございまして、3月1日現在で町内で21人、町外で3人、計24人のほうがお待ちいただいております。町外の待機者の内訳は久居市、現在は津市ですね。それから松阪市が1人、大紀町各1人、計3人でございます。

以上で採決の結果、全員賛成で原案どおり可とすることに決しました。

以上で当委員会に付託されました議案の審査、結果の報告を終わります。

議長

ここで暫時休憩いたします。

開会は25分から。

(午前 11時 10分)

議長

議長

次に産業建設常任委員会に係る審査の経過と結果について、報告を求めます。

産業建設常任委員長 東寿子君。

産業建設常任委員長 東寿子議員

それでは今期定例議会におきまして、産業建設常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の結果を報告いたします。

3月13日、委員10名全員出席でございました。

まず議案第11号 紀北町島勝浦体験型イベント交流施設条例について、担当課長より説明を受けました。

次に施設の管理運営についてと、維持管理に見合う収益の確保のためどのような手を打たれているのかの質疑があり、施設の運営については当初の計画より専門家に委託することを考えている。今回直営として条例を制定するが、9月までに指定管理者を導入する予定である。

また商工観光のビジネス化事業の計画書において、当施設の利用を 950人ほど見込んでおり、それに日帰りの海水浴場の利用者を加え、 2,000人ほど見込んでいる。今までビジネス化事業のため農業体験、漁業体験など受け入れ先を開発し実践しているが、この事業も新規に開発し実践していく予定である。維持管理費に見合う収益を上げるよう努力したいとの答弁でございました。

産業振興課長から議案訂正の申し出がありましたが、当委員会では処理できないものであり、 本会議で取り扱うことといたしましたので報告いたします。

この議案に関しては討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

次に議案第21号 紀北町種まき権兵衛の里条例の一部を改正する条例について

内容説明のあと質疑に入りました。施設を整備した1年目、入場者の数が多いことから1人300円の有料化にしたが、今回入場者の数が少ないから無料化にするとのことだが、利用料を100円にする議論はなかったのか、また以前からイベントを開催して施設の入場者の数が増えているということもあったと思うが、イベントの回数によっては入場料が取れたのではないかの質疑に対し、無料化にした理由は料金徴収のため受付に1人配置しなければならなく、経費

の節減の意味からも今回無料化といたしました。またイベントをする場合、イベント参加料と して別途徴収しているとの答弁でございました。

無料化とすることで職員数は減るのか、また受付する職員はいなくなるのかの質疑に対しては、管理については海山物産に委託しているが、管理費及び管理する人員も減となっている。 今まで2人体制で受付と掃除を行っていたが、今後は1人になるとの答弁でございました。

討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

議案第22号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例について

担当課長の説明の後、駐車場料金を取る理由、500円という料金設定の根拠は、2番、駐車場の収容台数は何台か、また夏場に63台の収容台数で対応できるのかの質疑に対し、近隣の公園の海水浴場の料金が500円というところから500円に設定した。収容台数は63台ですが、夏場は駐車場が不足するため漁協の協力を願い、漁協用地の利用を有料で考えていきたいとの答弁でございました。

討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

議案第25号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議について

担当課長から説明を受け、質疑なく、採決の結果、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

議案第28号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について

まず「産業振興課関係」部分について担当課長より説明を受けました。

質疑に入り、7ページの繰越明許費の補正が担当課で4本あり、繰り越したとなった理由がすべて工事の遅れと説明があったが、詳しい説明を願いたい。答弁として農業用施設災害復旧事業は赤羽川災害復旧助成事業との工事施工範囲、及び農用地所有者による土地改良調整に日数を要したため年度内に完成できなかった。また農地災害復旧事業は赤羽川災害復旧工事と重なり、その調整に日数を要したため、また国補林道災害復旧事業は工事用資材等の運搬が他の工事と重複しているため、他の工事との調整に日数を要したこと、また工事用資材運搬道路の確保が困難となったことが理由ですとの答弁でございました。

次に51ページの県単林道開設事業の矢ノ谷線が取り止めとなった理由はの質疑に対しましては、県補助が付きにくくなったことと、当初計画していたなかでできるところからしてきたが、 矢ノ谷線は1軒の受益者が大半を占めており、県の補助金の調整によるものであるとの答弁で ございました。

続いて「建設課関係」部分の質疑として72ページ、災害復旧費、多額な予算が不用額として 減額されている。なかでも大台線は災害箇所が多く、未着工箇所が多くあると思われるが、な ぜ着手しなかったのかの質疑に対し、大台線については16ヵ所の災害工事があり、そのなかで 5本がすでに完了し、あと1本発注をしている。これについては道路が単線で奥へ進めないと いうことでまだ未発注が残っており、精算でできず繰り越しをお願いしている。できるだけ精 査したなかでの減額ですとの答弁でした。

討論に入り、原案賛成、採決により、全員賛成。

よって、本案は当委員会所管部分について原案どおり可とすることに決定いたしました。

議案第31号 平成17年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)について

水道課長より内容説明を受けました。質疑なく、討論なし、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

次に議案第32号 平成18年度紀北町一般会計予算について

「建設課関係」部分について、担当課長より説明を受けました。

質疑に入り、122ページ、土木費の木造住宅耐震補強事業 183万円とあるが、18年度の予測はの質疑に対し、18年度は3件予定している。申し込みが多ければ増額を理事者に要望していきたいとの答弁でした。

続いて「産業振興課関係」部分として、担当課長の説明を受け、質疑に入りました。

105ページ、水産業振興費の漁業基盤強化対策資金利子等負担事業ですが、これは海山漁業に 500万円、長島町漁協に 600万円の年限は何年か、また漁協の合併が実現した場合の補助金はどうなるのかの質疑に対しまして、漁協財務改善計画が10年で立てられており、10年間の補助期間である。海山漁協は5年経過し、あと5年間、長島町漁協は2年経過しており、あと8年間ですとの答弁でした。

110ページの紀伊長島サービスセンターと海山町観光協会の名称は、紀北となってもこのままの名称でいくのかの質疑に対しては、現在統合の準備をしており、まだ名称は決まっていないが紀北町観光協会といった感じの名称になると思うとの答弁でした。

109ページの商工業振興費の道の駅の管理について、町には2つの道の駅があるが、各々トータルでトータル管理費はさほど差はないが、予算の配分の違いについての説明を求める質疑に対し、海山区の道の駅は国交省が整備し、物流交流施設として町が管理するという形を取っており、海山物産のほうに管理を委託している。紀伊長島区の道の駅は熊野灘臨海公園の施設

を紀北町が借り受け、商工会を通じ事業展開を行っており、光熱費は町が一旦支払い、その70%に見合う部分が歳入に計上されている。このような事情により今の予算編成の形になっているとの答弁でした。

討論に入り、原案賛成、採決により、全員賛成。

よって、本案は当委員会所管部分について原案どおり可とすることに決定いたしました。

次に議案第35号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計予算について

水道課長の説明のあと質疑として、海山区の簡易水道だけ特別会計なのはなぜか、また1つにできないのかに対し、合併までに旧海山町簡易水道特別会計を法的用の公営企業会計にするには、固定資産台帳などきちんと完備しなければならない。その作業に1年は無理だということで、料金を統一するときに1つの会計にするよう合併の事務すり合わせで調整済みですとの答弁です。

討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

議案第37号 平成18年度紀北町水道事業会計予算について

水道課長より説明を受け質疑に入りました。一般会計起債の利率が5%で、水道事業企業債が6%、なぜ1%高いのかの質疑があり、財政課と検討し調整したいとの答弁。

25ページの水道水源保護審議会委員報酬についての説明と、委員名簿の提出要望があり、水道水源保護条例を暫定施行したことについては、地方自治法施行令の第3条の規定に基づいて行った。また水道水源保護審議会委員の委託については、平成17年10月10日で失職しているので、10月11日から紀北町職務執行者で委託しているとの答弁でした。

続いて志子奥地内の 1,200万円の花広場までの水道管布設ですが、生活のための給水ではないと考えると、水道会計で出すべきではないのではと本会議で質疑があったが、経過を含めて説明をとの要請があり、答弁として志子奥地内の花広場までの 400mにわたる布設ですが、熊野古道ツヅラト峠を大内山側から来た人がトイレ、飲料水、施設がないなど、特にトイレは谷水を使った簡易水洗トイレで渇水時には地元の人たちが自宅の水道水をポリタンクに入れて、トイレに自力で運んでもらっている状況です。現状を考え、水道課で布設整備することにして、水道使用料は産業振興課で持つことになっているとの答弁でした。

討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

最後に議案第38号 国災第1528号町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割11号)請負契約の

締結について

担当課長より内容説明を受け質疑に入りました。入札業者12社全員参加したのか、また落札率は何パーセントとかの質疑に対し、A、Bランク12社全員参加していただいた。消費税込みで設計額 5,410万 3,350円で、請負額 5,118万 1,200円、落札率は 94.59%でしたとの答弁。

続いて建設課の場合、金額が大きいので指名競争入札については書面での辞退は不明朗で透明性がない。町に対する損失も起こり得るので競争入札は必ず出席していただき、辞退に関しても出席していただくという方向性を持っているのかどうかの質疑に対し、予定価格を公表している場合、業者が予定価格より高い見積をしたときは辞退届が出てくると思われる。入札については指名した業者のほうには全員参加していただきたいと思う。辞退については見積の関係で辞退届が出てくることは致し方ないと考えているとの答弁。

指名願いを出している限りは、指名されれば辞退しないで入札に参加する義務があると思うがどうかの質疑に対し、会計規則84条で入札辞退の記述があるが、町長に直接辞退届を持ってくるか、郵送での辞退も認められている。業者には極力辞退を避けてもらうようお願いしたいと思うが、業者の良識に任すしかないと考えますとの答弁でした。

討論なく、採決に入り、全員賛成。

よって、本案は原案どおり可とすることに決定いたしました。

なお、議案第11号 紀北町島勝浦体験型イベント交流施設の現場視察を、同日実施いたしま したことを併せて報告申し上げます。

以上で当委員会に付託されました案件の報告を終わります。

議長

以上で各担当委員会で審査願った案件についての委員長報告を終わります。

次に請願案件につきましては、議会事務局長に結果報告書を朗読させ、説明に代えさせます。中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

(請願結果報告書朗読)

議長

以上で請願案件の報告を終わります。

続きまして先ほど産業建設常任委員長の報告にありました、議案第11号に対する議案訂正の申し出については、本会議での取り扱いとなっておりますが、その発言の取り消しについての申し出を受けております。

内容は、3月13日に開催しました産業建設常任委員会において、議案第11号 紀北町島勝浦体験型イベント交流施設条例の審査のなかで、平山産業振興課長から議案の一部訂正の申し出がありましたが、議案の訂正を求めるか否かは本会議の権限であり、委員会での訂正を承認することはできないということで、訂正の申し出については本会議の取り扱いとすることの決定を行い。委員長から議長に対しての報告がなされたものであります。

その報告を受け、提案者と協議した結果、提案者からは上程されている条文でお願いし、訂 正の考えはないということでありました。

委員会における訂正の申し出については、提案者からの文書によるものでなく、提案権のない者の発言であると判断いたします。

そのことについて平山産業振興課長より議案訂正の申し出発言について取り消しをお願いする旨の申し出がありましたので、許可することといたします。

平山産業振興課長。

平山厚産業振興課長

ありがとうございます。議長の許可を得まして発言させていただきます。

去る3月13日に開催された産業建設常任委員会において、議案第11号 紀北町島勝浦体験型イベント交流施設条例の審査のなかで、私が議案訂正の申し出の発言をしたことにより、本会議での取り扱いということの決定がなされたものであります。提案権のない私の発言により、議会にご迷惑をおかけしましたことに対し、心よりお詫びを申し上げますとともに、議案の訂正の申し出についての発言を取り消しさせていただきたく申し出します。

今後におきましてはこのようなことがないよう深く反省するとともに、本議会にあたっての 心構えを確と持たせていただきます。何とぞ発言の取り消しについてご了承賜りますようお願 い申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

議長

お諮りします

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

ちょっとよくわかりませんね。議案の訂正申し出が委員会であったということですが、本会 議としては受けてないし、本来常任委員会に付託されているのは初日に上程された原案ですね。 それで付託された委員会で訂正するとかせんとかできるはずもないし、これは訂正の大体提案権もちろん町長に専属するものですから、ここで了解を諮る必要があるんでしょうかね。お詫びされたのはそれはそれで結構ですが、委員会で余計なこと言うたということですが、私は議案の訂正の申し出は私らは受けてないんですね、本会議の他の委員は。ちょっとわからないんですが、今の了承するかどうかというのは。私ら了承すると聞いてないのに、そういう提案か訂正の申し出があった。元来大体だから本会議でも何か引っ込めるという発言もありましたけど、ああいう不規則発言のようなこともありましたけども、これは町長が厳しく注意すべきことですね。立場をわきまえてないわけですから。

当人の課長が謝るよりも私ちょっと違うと思いますよ。議長どうでしょう。これは監督不行き届きの部類ですよ。いかがでしょう、議長のご判断は。

議長

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

今回の申し出の件でございます。これにつきましてはやはり先ほどの北村議員が言われたように、本議会で議決によって委員会に付託したものであります。だからしたがって、ただいま上程する案件につきましては、委員会に付託されたものでございます。その委員会の発言のなかに、委員会の審査の場において担当課長から発言があった申し出につきましては、やはり委員会で承認することはできないと、これ会議規則のとおりでございます。

だから今回、本日委員長からの報告により、本議会で取り扱う予定でございますけど、本議会に議案として上げる前に担当課長からその発言の申し出の取り消しについての申し出があったものでございます。そのことによりまして、まず申し出のほうを先に新議題とさせていただいたということでございます。

議長

19番 東恒雄君。

19番 東恒雄議員

ただいまの意見の関連ですけども、委員長報告のなかにですね、本議案の訂正のしてほしい 旨の報告が担当課長からあったということが言われたわけですので、それを受けての処理とす ることで本会議で今、議長のほうから申されておるのでしょうか。そのへんをちょっと説明し ていただきたいと思います。

議長

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

産業建設常任委員会が開催され、結果を議長宛てに報告を受けております。その結果報告のなかに今回の案件であります発言の申し出のことが本議会へ向いて送られたということでございます。それをもって議長としては取り扱いをする運びでおりましたけど、本議会にその申し出の訂正のことに関しまして発言の取り消しが求められましたので、先にその旨を審議させていただいたところでございます。

議長

それではお諮りします。

ただいまの産業振興課長の申し出については了承することとし、産業建設常任委員長より報告のあった議案訂正の申し出の部分については取り消すことといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、産業振興課長の発言取り消しの申し出については了承することとし、委員会に おける議案訂正の申し出については取り消すことといたします。

それでは議事を進めます。

日程第4

議長

次に日程第4 閉会中の継続審査申出書を議題といたします。

決算特別委員長から、会議規則第75条の規定により、付託した認定案件について、お手元に 配布しました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出書が提出されております。

お諮りします。

決算特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに賛成の方、挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員と認めます。

したがって、決算特別委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

(「議事進行」と呼ぶ者あり)

議長

浅川研君。

12番 浅川研議員

先ほどこの請願書の委員会の付託に係る審査の結果一覧表というのを、事務局のほうで朗読 していただいたんですけども、これは教民の委員長が事務局のほうに審査の経過と結果を報告 するようにということを依頼したのでしょうか。

本来ならばですね委員長のほうから報告して、詳しく報告していただくのが道理ではないんでしょうか。そのへんをちょっと教育民生常任委員会にですね、本会議のほうから付託されたわけですから、本来ならば教民の委員長がですね、この本会議に返してくるのが議会としての運営方法だと思うんですけども、議長そのへんのお考えをお示しいただきたいと思います。

議長のお考えをお伺いしたいのです。

議長

中野議会事務局長。

中野直文議会事務局長

今、先ほど議長から事務局長説明ということを伺いました。

各常任委員会に付託されました請願、または陳情案件につきましては、結果一覧表ということにより、委員長から議長に対して報告がなされます。会議規則上そのような請願、陳情の結果につきましては、常任委員長からではなく議長から、または事務局に朗読させることとなっております。

ただし、質疑につきましては各常任委員長に対しての質疑が行われます。

議長

浅川研君。

12番 浅川研議員

その方法はそういう方法でやってもいいんですけれども、大体委員長がですね報告するのがですね、これ本当から言えば私は筋だと思うんです。私らはそういう形でずうっと以前から何10年とやってきておるんですから。それに対して、委員長に対してどういう形で審査されたかということを他の議員がそれを質疑して、そこでもって請願を可とするか、決定するわけです

から、こんだけのものを一覧表を渡されて中身のことを、私は教民の委員ですからねその内容 はよくしっかりと把握してますけども、こんな不親切なことではちょっといかんと思うんです。 ちょっと納得いかんのやけども。

議長

以上で暫時休憩いたします。

午後は1時から開会いたします。

(午前 11時 57分)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後 1時 00分)

議長

これより各常任委員長報告に対しての質疑に入ります。

まず総務財政常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第9号 紀北町地域振興基金条例についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第10号 紀北町基金の処分の特例に関する条例についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第12号 紀北町国民保護協議会条例についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第13号 紀北町国民保護対策本部及び紀北町緊急対処事態対策本部条例についての

質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第15号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質 疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第16号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第17号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第18号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第23号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第24号 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第26号 三重県自治会館組合の規約変更に関する協議についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第27号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第28号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、総務財政常任委員会に関する部分についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第32号 平成18年度紀北町一般会計予算について、総務財政常任委員会に関する部分についての質疑を許します。

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

総務財政常任委員長にお尋ねいたします。

歳出59ページ、尾鷲生活創造圏もてなしの里づくり事業について、詳しく報告を受けたというご報告をいただきました。ごく最近、県の関係者にお聞きしたところでは、もう18年度でもうこの県としての取り組みは終わると、こういうふうに承ったんですが、そのへんについての説明をお聞きになったでしょうか。それとこの事業の執行状況についての報告を受けたと聞いてますが、当紀北町管内では例えば17年度・16年度近年でよろしいですけれども、どういった団体が補助事業を受けておりますでしょうか。このもてなしの里づくり会議に参加しているメンバーの数もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

議長

総務財政常任委員長 尾上壽一君。

総務財政常任委員長 尾上壽一議員

まず県としてはですね、審議の過程で北村議員おっしゃるように企画調整部もなくなり、事務局がなくなることでそれぞれの部会の自主運営に切り換えなければならないとそういう話を受けました。それと事業につきましてですがね、補助事業がどこにいくらというような質疑がございませんでしたので、したがって答弁もございませんでした。

また数についてもですね、そこに関する質疑、答弁等ありませんでした。ただ魅力ある集客 交流圏事業とかですね、そういった8つのテーマ、8つの部会に沿って事業をされていると、 そのようなお話がありました。

それと資料につきましては生活創造圏ビジョン、こちらのほうの資料を提出していただきまして、その資料に基づいて説明を受けました。今おっしゃったことで県の取り組みのことだけ質疑と答弁があったと記憶しております。以上です。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

次に教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第14号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第19号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について の質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第20号 紀北町し尿処理条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第28号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、教育民生常任委

員会に関する部分についての質疑を許します。

24番 中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

28号について質疑いたします。

委員長が詳細に報告をしていただきましたが、海山区、長島区それぞれ出張所、支所の取り扱いのなかで委員長の報告では長島の特に三浦、赤羽地区の出張所の扱い、これについては住民からの声があったかなかったという問いに対しましては、住民の要望がなかったけれど海山と合わすんだという話でございました。実際にはですね、三浦、赤羽の出張所の事務実態、現在のね。それと事務量、それからファックス回線等の設備をしなくちゃならないだろうと思いますが、地元のいうたらこれに対する考え方といいますか、出張所として海山と同等の設備もし、人的配置もするんだということでの話に対して、地元としてどういう受け答えをしているのか、そこのところをわかっていれば詳しくお聞かせ願いたい。

議長

北村教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 北村博司議員

中津畑議員のお尋ねにお答え申し上げます。

中津畑議員、今赤羽と三浦出張所というご発言でございましたけど、三野瀬出張所のことだと思います。管轄は実際には旧三野瀬村の範囲ですから、海野まで含んでいるので三浦専用では私はないと理解しております。それで利用率、これは委員のほうから利用率に差はあるのか、海山と旧紀伊長島区、そういう不便だという意見はなかったのかというお尋ねがございまして、担当職員のほうから要望は聞いてないということでございました。

それと三野瀬出張所といいましても実質はこれはなかで議論、委員の間で議論がありましたけれども、実際には公民館に駐在しておりますね。そして仕事としてはこれは出張所の業務を嘱託されていますけども、実際に役場の業務をやっているわけではないですね、現在ですね。ところがこれを今回は海山区並みに実施したいということで、そのために電子公印の捺印、押印をされたものをファックスで送信するということで、即住民の要望があればその場で交付できるようにすると、これまでは取り次ぎというか、依頼を受けて総合支所、現在では総合支所ですね、長島の総合支所へ行って受け取ってきて、またお渡しするという中継業務のようなことをやっておるわけですが、今回の18年度ではファックス回線で即出せるようにしたいという、これはあくまでも海山区と平等にということで行うということでございます。よろしいでしょ

うか。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

海山区と同等の出張所の扱いというのはよくわかるんです。しかし、出張所としての三野瀬、 赤羽地区のこの事務量とかそういう実態というのはですね、果たしてそういうところが必要な のかどうかというのは、やっぱり地元の管理している人に聞かないとわからないと思うんです。 だから今、三野瀬支所のことを詳しく言われましたが、赤羽地区の出張所についてもですね、 これについてもやっぱり業務量等そういうような聴き取りもやっぱりやるべきだと予算を付け る限り、そういうふうに認識するわけですが、委員会のなかでの質疑ありましたか。

議長

北村教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 北村博司議員

どちらかというと担当課に聞く部分と、その地元の事情に詳しい委員の間でのやりとりというのがむしろ多かったわけですけども、赤羽出張所の場合はですね、旧というか赤羽地区のほぼ真ん中で東部といわれる地区ではむしろ本庁へ行ったほうが遥かに近いんですね。便利だし、そういう意味で若干やっぱり事情を異にすると、これは三野瀬出張所でも道瀬、古里、海野地区については本庁へ行ったほうがむしろ手っとり早いという事情がございますので、必ずしも海山区における出張所のように完全に同一の事業量、業務量にならないのではないかという議論はございました。よろしいでしょうか。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

答弁訂正の発言がございました。

北村委員長。

教育民生常任委員長 北村博司議員

申し訳ございません。先ほど中津畑議員の2回目の質問の際に、私、赤羽の東部地区とか古 里、海野は本庁に近いと申し上げました。本庁じゃなしに紀伊長島総合支所の言い間違いでご ざいますので、お詫びして訂正いたします。

次に議案第29号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について の質疑を許します。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第30号 平成17年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第1号)についての質疑を 許します。

質疑はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第32号 平成18年度紀北町一般会計予算について、教育民生常任委員会に関する部分についての質疑を許します。

16番 松永征也君。

16番 松永征也議員

73ページの民生共通事務のなかの福祉有償運送審査会負担金14万 9,000円なんですけども、 これは有償の移送サービスを実施するための負担金ではないんかと思うんですが、対象者はど のような方なのかをお聞きいたしたいんですが。

議長

北村教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 北村博司議員

松永議員のご質問にお答えいたします。

ただいまのお尋ねの部分については議論がございませんでした。申し訳ございません。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第33号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算についての質疑を許します。

質疑される方はございませんか。

24番 中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

議案第33号について質疑をいたします。

国保料の値上げの件でございますけれど、委員会のなかでですね、この紀宝町の例も少し報告されましたけれど、やはり海山区の被保険者のほうの保険料というのはやっぱり長島より高いわけです。そういう意味では積立金を取り崩してでも数パーセント下げ、長島も上げるというようなそういう折衷案というか、執行部として苦労されているのかどうか、委員会では審議されなかったですか。

議長

北村教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 北村博司議員

先ほどの委員長報告でも申し上げましたけれども、今回、国保料率の紀伊長島区の引き上げにつきましては、1つの前提として基金の1億円の取り崩しというのがあるわけです。で1億円取り崩してなおかつ紀伊長島区の料率を海山並みに引き上げるということでございます。

それで紀宝町の場合はどちらも、これは課長からの説明ではですね、旧鵜殿村・旧紀宝町両方上げていくんですが、同じレベルに3年間で上げると、ある線まで上げると、ただもともと紀宝町のほうが低くかったということで上げ幅が大きくなるという、これは合併協定で3年間の不均一課税を前提にして進められたということでございます。

議長

中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

合併の特例でですね、受けて2年ないし3年のうちに何とか考えるというのも1つだと思います。しかし、考え方としては長島区・海山区の料率を均一化したいというのは私もよくわります。そこで先ほどの質疑になったわけですが、委員会で言うたらどうしたらいいかという話でですね、これは一番いいのは確かに結果的には長島区の料率を海山と同等に引き上げたら一番簡単なやり方なんですね。それ以外にこの方法、検討がなされたかどうか、委員会のなかでは質疑は出ませんでしたか。

議長

北村教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 北村博司議員

お答えいたします。いくつか出ました。ですから基金の取り崩しをもう少し、使わせていただいてというその委員の表現がそうでしたけれども、それで一時それを1億円の取り崩しというのはもう前提としてあるんですが、あと残り1億円が今後の財源として残る、18年度残るわけですけれども、そのへんをもう少しお借りしてという言い方でした。その委員のご発言はね。それで1年程度先送りしたらどうかと、その間に住民の理解を求めたらどうかというご意見ですね等々、それから別の委員がですね、合併したために値上げされたという受け取られるのが恐いと、町民に納得してもらうためには上げる時期をもう少し考える必要があるんではないかというような、いわゆる激変緩和措置を考えてはどうかといういろんな議論が長時間にわたって続きました。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第34号 平成18年度紀北町老人保健特別会計予算についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第36号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計予算についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に請願第1号 国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」に反対する意見 書採択のお願いについての質疑を許します。

8番 尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

この請願なんですけど、請願書と審査結果一覧表だけしか私たちには与えられていないので、 委員長報告もなく、その委員長の委員会の審査の経過がですねわからない状態で、この2枚の ペーパーで判断しろというのは大変難しい状況であります。

それでですね1つお聞きしたいんですが、公的混合診療のことですね。公的保険が利く保険料と保険が利かない保険外診療との併用を認めると、これのことについて何か審査がございましたでしょうか。

議長

北村教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 北村博司議員

お尋ねの混合診療についての質疑、議論はございませんでした。申し訳ございません。

議長

尾上壽一君。

8番 尾上壽一議員

それではこの請願書には、この改正法に対する欠点というのですか、悪い部分がこう羅列されている部分があるんですよ。これについて今後の医療制度改革についてのですね利点というのですか、いい面ということについての質疑等はございませんでしたか。

議長

北村教育民生常任委員長。

教育民生常任委員長 北村博司議員

特にございませんでした。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで教育民生常任委員会に係る案件についての質疑を終わります。

次に産業建設常任委員会に係る案件についての質疑を行います。

議案第11号 紀北町島勝浦体験型イベント交流施設条例についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第21号 紀北町種まき権兵衛の里条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第22号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第25号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議についての質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第28号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、産業建設常任委員会に関する部分についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第31号 平成17年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第32号 平成18年度紀北町一般会計予算について、産業建設常任委員会に関する部分についての質疑を許します。

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

98ページ、農地費の海岸環境整備事業負担金 4,974万円ですが、本会議でいろいろお尋ねもし、担当の常任委員会で詳しくご調査、ご審議なさったと思いますが、現地視察も当然おやりになっていると思いますので、その印象を含めて大変荒れ果てておりますので、そのへんを併せてご報告、ご説明をいただきたいと思います。

議長

産業建設常任委員長 東寿子君。

産業建設常任委員長 東寿子議員

北村議員にお答えいたします。

98ページの海岸環境整備事業負担金黒浜に関する質疑は委員会ではございませんでした。また現地に対する視察も当日は行っておりませんので、以上です。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

ちょっと言われる意味がわからないんですが、審議がなかったと言われましたけども、所管内ですよねこれ、産業建設常任委員会の。かなり私は本会議でも議論させていただいたはずだし、審議なかったという意味が私はちょっとよくわからないんですが、それと現地見られたらわかります。私は数日前に念のために行ってまいりましたけども荒れ果ててますし、あそこに道路、これはまだ通行禁止になっています工事中ですから。ということで通行禁止の看板が立ってますが、荒れ果ててですね周辺の木やなんかがあれ多分風の通りが変化したもんてしょうねあれ、山割ってしまいましたから、それで周辺の立木が相当立ち枯れたり倒れたり、それから法面がですね崩落してますね。これはあれをやったためにこういう変化が起っている。だれが見てもそうなんですが、環境整備とは全く正反対の状態になっておるわけです。私は現場も見ないは審議もしなかったという報告自体が私理解できないんですが。

再度、その今の真意をお聞かせください。審議なかったということ。

議長

産業建設常任委員長 東寿子君。

産業建設常任委員長 東寿子議員

北村議員の質疑にお答えいたしますが、先ほど審議がなかったと申し上げますけども、質疑がございませんでしたので審議がなかったということでございますので、ご理解いただきたい

と思います。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第35号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計予算についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第37号 平成18年度紀北町水道事業会計予算についての質疑を許します。

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

先ほど委員長報告のなかでですね、水道水源保護審議会の委員は10月11日付で、町長職務執行者から委託しているという報告ありましたけども、任命ではないでしょうかね。委託なんですか、委託ということは何か仕事を今せんなん立場にありますね。それで委嘱か任命か、委嘱かな。委託て確か先ほど説明されましたんで、ちょっと審議会の委員に何を委託するのかということもちょっとご説明いただきたいと思いますし、すでにメンバーが存在しておるということなもんですから、名簿を提出を受けているでしょうから、どういう方々がどういう肩書で委員になっておられるのか、ご報告いただきたいと思います。

議長

産業建設常任委員長 東寿子君。

産業建設常任委員長 東寿子議員

委員長報告のなかの水道水源保護審議会報酬についての質疑に対して、答弁として水道水源保護条例を暫定施行したことについては、地方自治法施行令の第3条の規定に基づいて行いました。また水道水源保護審議会委員の委託については、平成17年の10月10日で失職しているので、11日から紀北町職務執行者で委託をしていますという答弁でございました。

27番 北村博司議員

じゃ委託かですか、じゃ委託の説明してください。何で委託なんですか。

産業建設常任委員長 東寿子議員

委託じゃなくて委嘱です。申し訳ございません。委託ではございません、委嘱ですね。よろ しいでしょうか。

それからもう1つのお尋ねは、審議会委員のメンバー委員のことですね。当委員会では委員会名簿の要請がありまして提出されましたが、その名簿を要求されているということですか。

27番 北村博司議員

要求というより発表してください。

産業建設常任委員長 東寿子議員

発表ですか、それでは名簿を配布させていただくということでよろしいでしょうか。 それでは名簿を発表させていただきます。

紀伊長島町水道水源保護審議会委員名簿、これは平成17年10月11日現在となっております。 町議会の議員として東恒雄さん、それから学識経験を有する者として大塚耕二さん、職名要りますか。弁護士で大塚耕二さん、それから三重県環境保全事業団技幹長谷川康二さん、それから皇学館高等学校教諭伊藤千鶴さん、木本高校学校教諭で今津孝元さん、それから関係行政機関の職員から紀伊長島町環境課長山本善久さん、これは紀伊長島町としてあがっております。 紀北町ですね、申し訳ございません。紀北町環境課長山本善久さん、その他町長が必要と認めた者として連合自治代表で三宅正人さん、それから商工会代表から中野公郎様です。以上が紀伊長島町水道水源保護審議会の委員でございます。

それから海山区の水道水源保護審議会委員名簿では、平成17年10月11日から平成18年3月31日までで、町議会の議員として2名ございます。川端龍雄さん、それから浅川研さん、それから関係行政機関の職員から3名、山下悌さん、広瀬栄紀さん、中原幹夫さん、それから利用者の代表のほうから4名で、地区協議会会長で浜田友也さん、相賀区代表で上村幸司さん、それから木津区の代表で西尾富幸さん、それから森林組合尾鷲代表理事組合長で速水亨さん、それから識見者から2名で尾鷲高校の学校教諭であります山本和彦さん、川端一さん、それから町長が認める者から2名で連合婦人会の会長であります濱田鈴子さん。それから飲食店組合の畑内譲志さん、以上でございます。

議長

北村博司君。

27番 北村博司議員

どなたがどうということにはまいりませんので、それはよろしいんですが。ただ1つだけお聞きいたしたいのですね。紀伊長島の旧町の水道水源保護審議会のなかのメンバーで1人言わ

れました山本和彦さんね、尾鷲高校の教諭。今回は入っておりませんが、あの方は生物学の専門家でして重要な役割を示していたはずですが、今回抜けていた理由をお聞きになったかどうかですね。

それからこれは前のときも以前の審議会のなかで実は問題というか、議論になったのは、町長の部下である職員、課長ですね。事務局じゃなし委員として加わっているのはおかしいんではないかということは内部でも相当議論があったんです、審議会のなかで。今回も環境課長が加わってますが、町長の諮問機関の委員にまた町長の部下が入っているということは、いわばキャッチボールをしている状態ですから、事務局じゃなしに委員として加えたという理由についてお聞きになりましたでしょうか、それはおかしいというご意見ありませんでしたか。

議長

産業建設常任委員長 東寿子君。

産業建設常任委員長 東寿子議員

お答えいたします。審議会委員の名簿に関しては提出をいただきましただけで、なかに内容 に関しては一切質疑がございませんでした。

議長

ほかに質疑される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

次に議案第38号 国災第1528号町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割11号)請負契約の締結についての質疑を許します。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で質疑を終わります。

これで産業常任委員会に係る案件についての質疑を終わります。

議長

以上で、委員長報告に対する質疑を終了します。

日程第5

議長

これより各議案の討論、採決に入ります。

日程第5 議案第9号 紀北町地域振興基金条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第 5 議案第 9 号 紀北町地域振興基金条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第6

議長

次に日程第6 議案第10号 紀北町基金の処分の特例に関する条例を議題といたします。 討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第6 議案第10号 紀北町基金の処分の特例に関する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第7

議長

次に日程第7 議案第11号 紀北町島勝浦体験型イベント交流施設条例を議題といたします。 討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第7 議案第11号 紀北町島勝浦体験型イベント交流施設条例について、委員長報告の とおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第8

議長

次に日程第8 議案第12号 紀北町国民保護協議会条例を議題といたします。 討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

29番 岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

29番 岩見雅夫、議案第12号 紀北町国民保護協議会条例について反対討論をいたします。 本議案は、この土台にいわゆる有事法制、この4つの有事態勢に関する法律が、国の法律が 前提となっております。私この今回のこの保護協議会の問題についてですね、非常に危惧を感じるのは、ほとんどこの真の内容についてですね、国民に明らかにされていない、そういう状況のなかでごく部分的な形のような体裁を取ってですね、地方自治体に提案されてきておるわけなんですが、根本問題はですねこの市町村に対して、いわゆる有事計画を迫ってくると、こういう重大な問題を秘めておるということなんです。

でこの有事法制なんですけども、国によって決められましたが、この武力攻撃の事態法、それから国民保護法、米軍の支援法、それから特定公共施設の利用法といったような4つの法案が根底になっております。この国民保護態勢というのはいわゆる戦時体制、戦争があった場合にですねそれを有事といっておるんですけども、その場合に国家の動員態勢を引くという、そういう内容のものです。年配のほうはすでにご経験かと思うんですけども、かつて戦争中にいわゆる国民総動員法というのがありました。国民挙ってこの戦時体制に向けて総動員をされていったんですが、こういうかつての侵略戦争時代の総動員態勢、現在はこのかつての大戦とは違ってですね、アメリカの国外における戦争に対して日本の国民を動員していくと、こういう内容が基本的な内容なんです。

それがですね、国の法律によって定められて市町村にこの計画を迫られておる。いわゆる市町村までですね、この有事の計画をつくって、そういう態勢を引くということになってきます。まだ現在の段階ではもちろん条例の提案もされておりませんし、そういう具体的なとこまでは進んでないけども、この紀北町の国民保護協議会条例はですね、まず最初の突破口であるというふうに私たちは考えております。非常に危険なですね内容を持っております。これが進んできますと例えばこの小学校の児童なんかもですね、そういう避難訓練、あるいは動員訓練がですね行われて実施されていくということになっておりますし、この有事の事態がですね、政府の基本方針ではかつての討論のなかでも指摘されましたけれども、軍隊の着陸、ある国の着陸

訓練とか、あるいは上陸訓練とか、それから航空、空からの攻撃、あるいは弾道ミサイルによる攻撃、それからゲリラ戦、こういったものを想定されているんですけども、その政府自身がですね、これが本当に現実のものになるのかどうかについてはですね、甚だ疑問だというふうにいっているんです。

いろんな自治体におきましても、極めて非現実的な想定であって、これに対する想定、対応を自治体が迫られるということについては非常に困惑しておると、これが実態なんです。そういう本当のところの問題をですね、十分に知らされないままにこういう形でまず国民保護協議会をつくってですね、その協議会のなかで今後審議をしていくそういう受皿をつくっていこうということでありますので、平和を求める立場からもですねこの法案については反対をしたいと思います。

議長

次に賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第8 議案第12号 紀北町国民保護協議会条例について、委員長報告のとおり決定する ことに替成の方は挙手願います。

議長

挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第9

議長

次に日程第9 議案第13号 紀北町国民保護対策本部及び紀北町緊急対処事態対策本部条例

を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

24番 中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

議案第13号 紀北町国民保護対策本部及び紀北町緊急対処事態対策本部条例に、反対の立場で討論を行います。

4つの点で私は反対討論といたしますが、1つには国民保護計画に基づくこの条例の制定というのは、国民に対し戦争に備えることが当然という戦争意識を植えつけ、平時から動員態勢をつくることに最大のねらいがあること。2つ目にはこれまでの歴史を振り返っても、戦争における住民保護は軍隊の軍事行動を最優先にしたものであったこと。3つ目には水害や災害等に国民の保護にあたるのは当然でありますが、しかし今回の保護計画はそれとは根本的に違う性格を性質を持っているものであること。4つ目、最後には上陸攻撃など架空の武力攻撃を想定したうえでの国民保護計画及び条例など断じてつくる必要がない。そのことを申し述べまして反対討論といたします。

議長

次に賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第9 議案第13号 紀北町国民保護対策本部及び紀北町研究対処事態対策本部条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

日程第10

議長

次に日程第10 議案第14号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例を議題といたします。 討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第10 議案第14号 紀北町集会所条例の一部を改正する条例について、委員長報告のと おり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第11

議長

次に日程第11 議案第15号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を 議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第11 議案第15号 紀北町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12

議長

次に日程第12 議案第16号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第12 議案第16号 紀北町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13

議長

次に日程第13 議案第17号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

18番 近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

議案第17号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する反対討論を行います。

今回の条例改正は、全体の奉仕者である自治体職員に成果主義の評価制度を導入し、賃金に連動させ、賃金格差を拡大し、大きくするものであります。民間でも評価基準の明確化が難しいとその弊害がすでに問題となっているものでございます。評価制度は1.個別評価となるため非常利己的に行動する職員をつくり、職場のチームワークを阻害する。2.個人、職場でマイナス評価を隠蔽するためモラルハザードを引き起こすことが懸念される。3.短期的な成果が求められるため失敗を恐れ、チャレンジ精神が減退する。4.地味な部署や評価されにくい仕事を行う職場の職員のやる気を阻害するなど基本的な問題を抱えております。

これらを全体の奉仕者である公務員職場に導入すれば、ますますその大きな弊害になることは明らかです。政府や財界が進める地方財政の削減、自治体業務のアウトソーシング、地方公務員の賃金、人員削減の方針は住民の願いを踏みにじる地方切り捨てを強め、全体の奉仕者としての公務員制度をゆがめ、公務員制度の停滞につながるもので矛盾に満ちたものであると私は考えます。

また総人口費削減は政府が作成する地方財政計画の歳出の人件費の部分を削減することで、 地方交付税を圧迫しようとするものです。それは自治体が支出する経費である歳出を削減する ことによって、地方交付税も圧縮されるものとなっております。国民には公務員の賃金を引き 下げ、人員を減らし、小さな政府をつくれば国民負担が減り、サービスが向上するかのような 妄想を与えておりますが、実際に進んでいるのは国の国債収支の黒字化のため、暮らしと地域 のリストラであり大増税計画です。

このような国民生活に負担を押しつける構造改革の一端である今回の条例改正には反対です。 議員各位の賛同を求め、私の反対討論といたします。

議長

次に賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第13 議案第17号 紀北町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14

議長

次に日程第14 議案第18号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改 正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

29番 岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

議案第18号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について反対討論をいたします。

先に17号でも反対の趣旨が述べられましたけれども、本18号の議案については提案の理由が極めて不十分だと思います。全く具体的に述べられておりません。この根底には一般職も給与の削減を行うので、現業職もこれに準ずるのは当然であるかのような、そういう姿勢があるのではないかとさえ疑われます。

今、合併によって新町に課せられた課題は非常に多く、課題が山積しております。その点からいきつきましても職員の責務もいよいよ重要になっている段階だと考えます。例えば海山区における現業職員の方々の実態を見ましても、大変それぞれの分野で頑張っておられます。去る21日の春分の日には種まき権兵衛の里でイベントも行われたんですけども、あの広い種まき権兵衛の里を1人の現業職員が芝の手入れや、あるいは樹木の選定などを行ってですね設備を整備をされております。また不燃物の処理場をはじめ、環境管理のいろんな現場では第一線で働いているのもこの現業職の方々であります。

私は今はこういった現業職員の方々労働実態を十分に把握して、配慮を行って、むしろ激励することこそ行政の成すべきことではないかと考えております。合併したらすぐに経費を削減する。そのためには職員の給料を減らす、一般職も削減するから現業もこれに準ずるんだと、こういった安直なしわ寄せの仕方で果たして合併して良かったというまちづくりがですね、一致協力して可能なのかどうか、非常に疑問に思います。現業の方には特にいわゆる高級といわれる給与を得ておられる管理職の方もないわけです。

そういった点で十分な配慮こそ求められるべきであって、本議案については反対したい。そ のことを申し上げて、私の反対討論とさせていただきます。

議長

次に賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第14 議案第18号 紀北町現業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議長

挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15

議長

次に日程第15 議案第19号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条 例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第15 議案第19号 紀北町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16

議長

次に日程第16 議案第20号 紀北町し尿処理条例の一部を改正する条例を議題といたします。 討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第16 議案第20号 紀北町し尿処理条例の一部を改正する条例について、委員長報告の とおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17

議長

次に日程第17 議案第21号 紀北町種まき権兵衛の里条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第17 議案第21号 紀北町種まき権兵衛の里条例の一部を改正する条例について、委員 長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18

議長

次に日程第18 議案第22号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第18 議案第22号 紀北町和具の浜海水浴場条例の一部を改正する条例について、委員 長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19

議長

次に日程第19 議案第23号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第19 議案第23号 紀北町過疎地域自立促進計画の策定について、委員長報告のとおり 決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20

議長

次に日程第20 議案第24号 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議についてを議題とい たします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第20 議案第24号 三重紀北消防組合の規約変更に関する協議について、委員長報告の とおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21

議長

次に日程第21 議案第25号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議についてを議 題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第21 議案第25号 東紀州農業共済事務組合の規約変更に関する協議について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第22

議長

次に日程第22 議案第26号 三重県自治会館組合の規約変更に関する協議についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第22 議案第26号 三重県自治会館組合の規約変更に関する協議について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第23

議長

次に日程第23 議案第27号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議についてを議 題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第23 議案第27号 三重地方税管理回収機構の規約変更に関する協議について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第24

議長

次に日程第24 議案第28号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第24 議案第28号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第3号)について、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第25

議長

次に日程第25 議案第29号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第25 議案第29号 平成17年度紀北町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26

議長

次に日程第26 議案第30号 平成17年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第1号)を議題 といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第26 議案第30号 平成17年度紀北町老人保健特別会計補正予算(第1号)について、 委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第27

議長

次に日程第27 議案第31号 平成17年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第27 議案第31号 平成17年度紀北町水道事業会計補正予算(第1号)について、委員 長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全 員 挙 手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第28

議長

次に日程第28 議案第32号 平成18年度紀北町一般会計予算を議題といたします。 討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

27番 北村博司君。

27番 北村博司議員

議案第32号 18年度の一般会計予算に反対の立場で討論をいたします。

反対の理由はただ1点であります。本予算の第5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費のなかの海岸環境整備事業負担金黒浜県事業に対する10分の1の負担金 4,974万円ですが、これは驚くことなかれ、この予算編成後の当紀北町の財調金額に匹敵する、虎の子の 5,000万円に相当する 5,000万円がこのほとんど意味のない税金の無駄づかいとしか思えない事業に、継続事業というだけで支出されております。この財源難のなかでであります。しかもこれを付託、この部分の付託を審議を受けた担当の産業建設常任委員長の報告ではですね、現場もご覧になってない。審議もしてない。つまり実質何も議論などしてないということの意味のようですが、審議もしてないという報告でした。

これは本会議で具体的にこの事業の問題点を指摘したにもかかわらず、現場も見ない議論も してないということは、本会議の付託に対するチェック機能を誠実に果たしていないという大 変恐縮ですが、そう言わざるを得ません。審議不十分だと私は断定いたします。よって審査不 十分の理由で委員会に再付託をすべきであると私は考えます。常任委員会に。 よって、本部分については反対せざるを得ない。誠に残念です。本来ですと予算の組み替え 修正を提出の準備をいたしておりましたけれども、委員会のほうで十分審査されて、私が理解 できる、納得できる報告説明があるのかと思ったら審議してないという一言で終わってしまい ました。誠に残念であります。修正案の提出も今となって所要の賛成議員も揃いませんので、 不本意ではございますけれども、全体としては不本意になりますけれども、審査不十分という ことて本予算案に反対いたします。

議長

次に賛成討論される方はございませんか。

9番 山中剛司君。

9番 山中剛司議員

ただいま反対討論もありましたけども、9番 山中剛司、私は議案第32号 平成18年度紀北 町一般会計予算に賛成の立場で討論いたします。

新しい町がスタートとして最初の本格的な予算ということで、大変期待をしておりました。 歳入歳出85億 8,111万 2,000円の予算ですが、町長は厳しい財政状況のなか合併前の行政水準 の維持と均衡ある郷土の発展を図るとともに、期待される合併効果の早期実現を目指してまい りたく、予算について厳しい歳入のなかでこれらに配慮したものとなっております。このよう に位置づけております。

この位置づけのなかで津波避難ビル外付け階段の設置、津波ステーションの建設、行政無線の建設、自治会運営の上里診療所の補助金など防災対策、医療体制の充実等に配慮されたことは一定の評価をしたいと思います。現在当町が置かれている厳しい財政状況下にあっては住民のすべてが満足をする予算を編成することは、不可能に近いことはどなたも理解することと存じます。

町長は、平成18年所信表明で、「さらに紀北町の将来を考えたとき、町独自の政策を打ち出し、自立する新しい町をつくることが必要であり、そのためには徹底的な行財政改革は必要不可欠」としております。ところがこれらについて「行財政改革推進委員会を発足、審議をお願いいたしました」としているだけで、町長は自らの数値目標、これを全く示しておりません。

当町の財政はまさに厳しいと言わざるを得ません。合併前の財政調整基金、これは一般家庭が不時の支出に備えて蓄えている預金に近い性格のものと理解しておりますが、合併当時紀伊長島 3 億 4,721万 5,000円、再度繰り替えします。紀伊長島 3 億 4,721万 5,000円、海山町 2 億 7,038万 7,000円、再度繰り返します。旧海山町 2 億 7,038万 7,000円、合計 6 億 1,762万

2,000円あったものが、平成18年度末には約5,800万円、人2万人の町であまりにも少ない財政調整基金といわざるを得ません。

不時の支出に備えた基金が、紀北町住民 1 人当たり 2,900円、果たしてこの財政で大災害、緊急の財政支出が発生したときどう対応するのか、それを考えたとき同規模との町との対比で多い職員、また理事者自らの給与の見直し、当然のことながら町議会自らの議員定数の見直しなど、財政の厳しい現実を認識されておられるのですから、職員をどうする、諸手当をどうする、自らの給与をどうする、その数値目標を明確にし、厳しい財政をもっと直視したより厳しい財政運用にあたられることを要望いたします。

予算案から若干離れた町長への政治姿勢にも触れた賛成討論になりました。それだけ厳しい 財政状況であることをよく認識され、より厳しい財政運用を行い、本町発展に初代町長として 貢献されることを望み、原案に賛成するものであります。以上です。

議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

18番 近澤チヅル君。

18番 近澤チヅル議員

議案第32号 平成18年紀北町一般会計予算に対する反対討論を行います。

政府の2006年度予算では、小泉政権の構造改革の総仕上げ、とりわけ地方自治体と町民に一層の傷みを強いる「三位一体の改革」が押しつけられるなかで、義務教育費国庫負担金、児童手当国庫負担金、介護給付費等負担金など廃止し、縮減し、地方交付税を引き続き削減する一方で、補助金廃止に見合う税源移譲とはなっていないことなど、地方自治体への財政運営を一段と厳しくする方向となっております。

その結果、国民の間に格差が広がっております。国や県が福祉・医療・教育に対する責任をなぜ捨てようとしているとき、町民の生活を支え向上させていく楯となることが一層地方自治体に求められておりますが、本町の一般予算はそうはなっておりません。4月1日からは障害者自立支援法が実施され、利用料が料率1割の応益負担の導入が行われます。障害者福祉のあり方を抜本的に変える制度改悪に対し、県からの指示待ちを続け、大きな不安を抱える障害者の立場に立った対応をしてこなかったことにより、4月1日から実施されるにもかかわらず、基本的には何ら予算措置が予算上にありません。本町は支援法実施前の予算を基本的に計上しております。障害者団体などの要求を受け、独自の軽減策を打ち出す自治体も生まれていますが、紀北町でも独自の軽減策を行うべきであります。

また青年や女性が自分の仕事に誇りを持って自治体で働きたいと願っているが、臨時職員に対する賃金はその願いを踏みにじるものであります。一般職員は 4.8%、それより低い現業職は 1.2%引き上げましたが、経過措置があり現給が保障されているのに、臨時職員への一方的な25%もの賃下げは弱いものいじめであります。人生設計を狂わせ、町から若者が去り、また自治体の仕事が仕事の機能ができないような状態にもなっております。もう1つ人々かいつまでも住み続ける町にするためには、独自の子育て少子化対策が必要でありますが、乳幼児医療費制度も県のとおりであり、小学校入学前まで無料化を実施すべきです。

そして働く親を助けるために学童保育の充実も不可欠であります。それらについての予算がありません。もう一方で住民にとっての不要不急の事業はどうであるかについては、他の地域では破綻した公共事業を見直さず、税金投入を続けている黒浜海岸環境整備事業に 4,970万円が計上されております。ほかに終了すべき同和予算を多方面、また自衛隊募集事務に関する予算も計上されるなど無駄な予算があります。人々が住み続けるまちづくりには長期的な展望に基づく町独自の政策が必要でありますが、生活弱者である障害者、子ども、女性、高齢者に対する施策が国や県のいうとおりでは、到底安心して住み続けることのできるまちづくりはできません。議員各位の賛同も求め、私の反対討論とさせていただきます。

議長

次に賛成討論される方はございませんか。

7番 平野隆久君。

7番 平野隆久議員

賛成の立場で討論を行います。

本議案第32号 平成18年度紀北町一般会計予算に一般訴訟費として 255万 8,000円が計上されております。私は議案第7号の訴えの提起について、及びその弁護士の費用が計上されていました議案第8号 平成17年度紀北町一般会計補正予算(第2号)に反対いたしました。

本来ならばこの一般訴訟費の計上されている本議案に反対するべきでありますが、しかし、 3月7日の本会議において第7号、第8号議案は賛成多数で可決され、議会の機関意思の決定 がされました。私は議会人としてその決定に従いたいと思います。

いまだ最高裁で上告却下があり得ることや、町勝訴の可能性は少ないとは思っておりますが、最高裁への上告が可決された以上、一縷の望みに最善を尽くすという町長の言葉を信じ、町長の決意を尊重したいと思います。上告する以上、今後は町長には最善の努力をし、頑張っていただくことを期待いたします。

それに伴い本議案第32号 平成18年度紀北町一般会計予算に賛成といたします。以上であります。

議長

ほかに反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する各委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第28 議案第32号 平成18年度紀北町一般会計予算について、各委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

議長

挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第29

議長

次に日程第29 議案第33号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算を議題といた します。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

24番 中津畑正量君。

24番 中津畑正量議員

議案第33号について、反対の立場で討論いたします。

平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算、3点にわたり反対の意見を述べます。

1つには、平成18年度より7月からですが国民健康保険紀伊長島区加入者に保険料を10%引

き上げる理由は私はないと考えます。その理由は旧紀伊長島町では平成15年・16年にわたり、それぞれ 3,700万円を一般会計からの繰り入れを行い、黒字となってきました。現在、紀北町では積立金 1 億 3,000万円でこの18年度の引き上げをせずに調整をしていくべきであると考えるものです。

2つ目には、委員長報告にもありましたけれど、合併協議会での保険料の不均衡に対する議論が何らされなかった。そのために町民にとっては唐突な保険料引き上げであるということで、その2つ目の理由をあげます。

3つ目最後には、国保は国の責任で国民に医療を保障するものであり、自治体がその責務を担っています。第1次産業、紀北町では特に林業や漁業、農業充実者が多うございます。低所得者、または退職者、無職の人々が加入する我が国最大の保険事業であるこの国保事業、社会的弱者が命を守る制度であるところから、国保料値上げによる国保事業特別会計予算に反対するものです。

議長

次に賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第29 議案第33号 平成18年度紀北町国民健康保険事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第30

議長

次に日程第30 議案第34号 平成18年度紀北町老人保健特別会計予算を議題といたします。 討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第30 議案第34号 平成18年度紀北町老人保健特別会計予算について、委員長報告のと おり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第31

議長

次に日程第31 議案第35号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第31 議案第35号 平成18年度紀北町簡易水道事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第32

議長

次に日程第32 議案第36号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計予算を議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第32 議案第36号 平成18年度紀北町介護サービス事業特別会計予算について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第33

議長

次に日程第33 議案第37号 平成18年度紀北町水道事業会計予算を議題といたします。 討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

31番 谷節夫君。

31番 谷節夫議員

平成18年度紀北町水道事業会計予算の賛成討論をいたします。

やがて来るツヅラト峠、熊野古道の水を確保するために、大きな予算を付けていただいて、 町の発展に今後も努めていただきたいと思いますので、賛成討論といたします。

以上です。

議長

ほかに賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第33 議案第37号 平成18年度紀北町水道事業会計予算について、委員長報告のとおり 決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第34

議長

次に日程第34 議案第38号 国災第1528号町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割11号)請 負契約の締結についてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は可決であります。

お諮りします。

日程第34 議案第38号 国災第1528号町道白倉1号線道路災害復旧工事(分割11号)請負契約の締結について、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

日程第35

議長

次に日程第35 請願第1号 国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」に反対する意見書採択のお願いについてを議題といたします。

討論を許します。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

本件に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りします。

日程第35 請願第1号 国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」に反対する意見書採択のお願いについて、委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

よって、本請願は採択とすることに決定しました。

議長

この場で暫時休憩いたします。

(自席で暫時休憩)

議長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長

ただいま請願が採択されたことにより、議員から意見書案が別紙のとおり提出されました。 お諮りします。

これを議事日程に追加し、議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしと認めます。

したがって、日程に追加して議題とすることに決定いたしました。

日程第36

議長

次に日程第36 意見書案第1号 国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」

反対の意見書を議題といたします。

まず提案者より、提案の趣旨並びに内容説明を求めます。

29番 岩見雅夫君。

29番 岩見雅夫議員

教育民生常任委員会での採択に続きまして、本会議での多数による採択、まず御礼を申し上 げます。この採択を受けまして意見書を提案させていただきます。

すでに意見書の内容につきましては、議員に配布をされておりますので、この意見書提案に あたっての私の考え方を述べて提案の趣旨を説明するということにしたいと思います。

ご承知のように今、小泉内閣が国会に提出しております医療制度改革法案というのは、非常に国民に新たな負担増を押しつける大変重大な内容になっております。これは保険の使えない医療を大幅に拡大するという点で、非常な大改悪になっております。意見書のなかにも、また請願のなかにもいくつかの点は列記をさせていただきましたけれども、一番問題になる許されない点はですね、1つはこれ今現在以上にですね、これからも高齢者の病院での窓口の負担を増やしていくという問題であります。これが第1点。

それから2点目はですね。さらにこの保険料を値上げしていくと、こういう問題になっております。

3つ目は、全国にある療養の病床を大幅に削減をして、その結果、病院から長期療養者が追い出されていく結果になると、こういう点を含んでおります。

最後に最もこれは制度の根幹にかかわる大事な点なんですけども、先ほど来も質疑のなかでも少し出ましたけども、単にですね混合診療という形ではなしに、保険でかかれる医療部分を切り縮めると、そして保険の利かない全額患者負担の医療をさらに拡大するという形でですね、非常な大きな問題なんです。

今、格差社会ということがいわれておりますけれども、貧困層の広がりが非常に大きな社会問題になっております。介護が切り捨てられたり、年金が切り捨てられたりしておるうえにですね、増税が押しつけられてですね、大変苦しい状況になっておるんですけれども、こんな重大な時代のときにですね、さらにこの医療改悪が強行されたらどうなるのかという問題になっております。

これからはですね、お金の払えない人は公的医療から排除されていると、所得の格差という ものがですね、直に命の格差につながってしまうと、こういう事態がこようとしております。 こういうふうに公的医療制度をですね、土台からこう解体してしまう。そして人の命も金次第 とこういう形のですね、大改悪は何としても阻止しなければならないというふうに私は考えております。

すでにこの地方でもですね、医師会に加入されておるお医者さんたち、皆病院で署名を取ったりして国のほうにも届けております。病院や診療所に通っている患者さんたち、あるいは高齢者の方々も反対署名を集めて頑張っております。

それで私の調べた範囲でもですね、各都道府県の医師会の会長さん、こうした方もですね、 政治的な立場の違いを越えてですね、反対の意見を述べておられます。そういう意味で国民の 命と健康を守るのがですね医療なんです。たから保険証1枚あればだれでも、どんな病気でも 安心して受けられる、そういう医療を国民の皆さんが望んでいると思うんです。今、私たちに 何ができるかこういうことをですね真剣に考えまして、何を成すべきかを考えましてですね、 この意見書を提出させていただきました。全議員各位のご賛同を心からお願いして、意見書提 出の私の考えにさせていただきます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

議長

以上で提案の趣旨並びに内容説明を終わります。

それでは議案に対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

質疑がないようですので質疑を終わります。

これから討論を行います。

反対討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

賛成討論される方はございませんか。

(「な し」と呼ぶ者あり)

議長

以上で討論を終わります。

お諮りします。

日程第36 意見書案第1号 国の責任を患者・地方自治体に転嫁する「医療制度改革」反対の意見書について、原案のとおり賛成の方は挙手願います。

(多 数 挙 手)

議長

挙手多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決することに決定しました。

議長

以上で本定例会に付議された案件は、すべて終了しました。

今期定例会は去る3月7日から23日今日までの17日間にわたり審議され、円滑とどこおりなく本会議を終了することができました。

厚く御礼申し上げます。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

それではこれにて平成18年3月紀北町議会定例会を閉会します。

(午後 2時 50分)

地方自治法第 123条第2項の規定により下記に署名する。

平成 18年 7月 26日

紀北町議会議長 川端龍雄

紀北町議会議員 中津畑 正量

紀北町議会議員 西岡利平